

松戸市脱炭素有識者会議（第1回） 議事次第

日 時 令和5年7月21日（金） 14:30～16:30

場 所 松戸市役所 議会棟3階 第2会議室

1 開会

2 松戸市挨拶（石和田副市長）

3 会長・副会長の選任

4 議 事

（1）松戸市の地球温暖化対策について

（2）近年の地球温暖化対策の社会動向等について

（3）事業者へのヒアリング及びアンケートについて

5 閉会

6 配付資料

資料1-1 議事次第

資料1-2 松戸市脱炭素有識者会議委員一覧

資料1-3 座席表

資料1-4 松戸市脱炭素有識者会議設置要綱

資料2 松戸市の地球温暖化対策について

資料3 近年の地球温暖化対策の社会動向及び松戸市の取組の方向性について

資料4 事業者ヒアリング及び事業者アンケートについて

参考資料1 松戸市脱炭素有識者会議のイメージについて

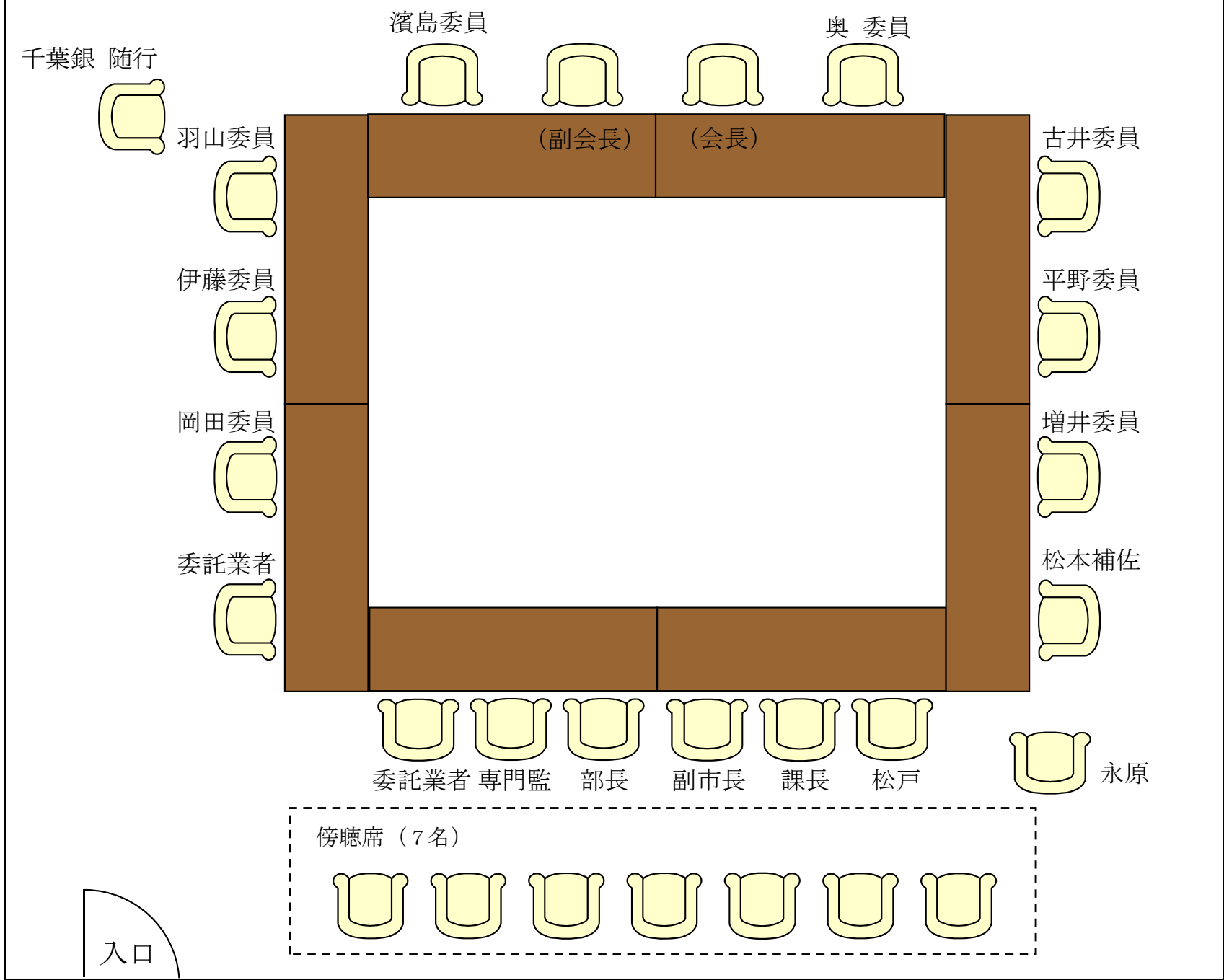
参考資料2 市民会議の開催について(案)

参考資料3 松戸市地球温暖化対策実行計画（抄）

参考資料4 松戸市都市計画マスタープラン（抄）

松戸市脱炭素有識者会議 委員一覧

| 所 属 | 氏 名 |
|---|-------|
| 東京都立大学 都市環境学部都市政策科学科 教授 | 奥 真美 |
| 元 流通経済大学 流通情報学部 教授 | 古井 恒 |
| 国立研究開発法人 国立環境研究所 地球システム領域 地球環境研究センター 温室効果ガスインベントリオフィス 高度技能専門員 | 伊藤 洋 |
| 松戸商工会議所 中小企業相談所 所長 | 濱島 憲二 |
| 千葉銀行 法人営業部 ビジネスソリューショングループ 副部長 | 羽山 明 |
| 一般社団法人銀座環境会議 代表 | 平野 将人 |
| 東京電力パワーグリッド株式会社 東葛支社 支社長代理 | 岡田 真弓 |
| 京葉ガス株式会社 東葛支社お客さまサービスグループ グループマネージャー | 増井 嘉則 |



松戸市脱炭素有識者会議設置要綱

(設置)

第 1 条 松戸市における今後の脱炭素社会構築のための政策を検討するために松戸市脱炭素有識者会議（以下「有識者会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 有識者会議は、松戸市における今後の脱炭素社会構築のための政策の方向性に関する事項の検討を行う。

(組織)

第 3 条 有識者会議は、別表の委員 8 名で組織する。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、令和 5 年 7 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 有識者会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、有識者会議を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会長は有識者会議を招集し、議長となる。

(関係者の出席)

第 7 条 会長は、有識者会議の開催に際し、必要に応じ関係者の出席を求め、その説明を聴取することができる。

(委員の責務)

第 8 条 委員は、検討の過程において知り得た情報を公開してはならない。ただし、市が公表した情報に関してはこの限りではない。

(庶務)

第9条 有識者会議に関する庶務は環境部環境政策課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

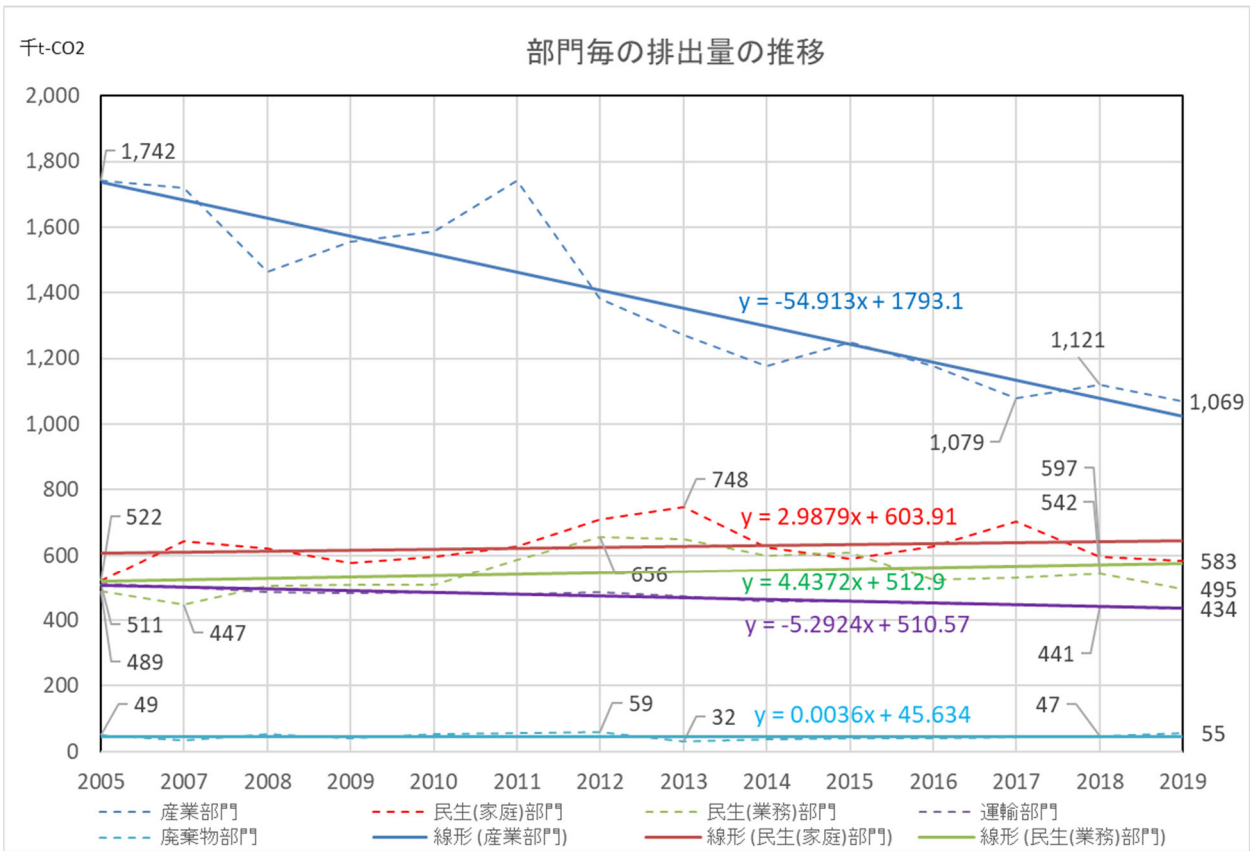
この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

別表

| 所 属 | 氏 名 |
|---|-------|
| 東京都立大学 都市環境学部都市政策科学科 教授 | 奥 真美 |
| 元 流通経済大学 流通情報学部 教授 | 古井 恒 |
| 国立研究開発法人 国立環境研究所 地球システム領域 地球環境研究センター 温室効果ガスインベントリオフィス 高度技能専門員 | 伊藤 洋 |
| 松戸商工会議所 中小企業相談所 所長 | 濱島 憲二 |
| 千葉銀行 法人営業部 ビジネスソリューショングループ 副部長 | 羽山 明 |
| 一般社団法人銀座環境会議 代表 | 平野 将人 |
| 東京電力パワーグリッド株式会社 東葛支社 支社長代理 | 岡田 真弓 |
| 京葉ガス株式会社 東葛支社お客さまサービスグループ グループマネージャー | 増井 嘉則 |

松戸市の地球温暖化対策について

本市の温室効果ガス排出量について



本市の課題について

- ・二酸化炭素排出量の内訳を見ると産業部門(製造業)は規模は大きいが急速に削減が進んでおり、運輸(自動車からの排出)は中規模で微減、廃棄物焼却は少量で横ばいの中、民生の家庭(一般家庭)、業務(製造業以外の事業所)は中規模ながら微増傾向にあることから家庭と業務向けの取組が重要となる。
- ・市内の太陽光発電設備の設置状況

本市の建物総数 127,378 棟 (松戸市統計書(R3)P82 用途別家屋棟数及び床面積) に対して、太陽光発電施設の設置件数 (FIT 契約件数) は 8,107 件、割合でいると **6.4%** (10kw 未満: 7,492 件 10kw 以上: 615 件) にとどまっている。

また、環境省が提供する REPOS リーポス(再生可能エネルギー情報提供システム)における本市の太陽光発電ポテンシャル 1,041Mkw(屋根及び敷地) に対しての整備されている容量は 38Mw、割合としては **3.7%** の整備率にとどまっている。

- ・市内の EV 等の導入台数について

令和元年度の調査でも全体の EV の導入についても未だ十分とは言えない。

| 調査時期 | 自動車総数(台) | ハイブリッド(台) | 電気自動車(台) | 燃料電池自動車(台) |
|-------|----------|-----------|----------|------------|
| H28 末 | 144,142 | 17,617 | 120 | 2 |
| R 元年末 | 143,201 | 2,4321 | 221 | 3 |

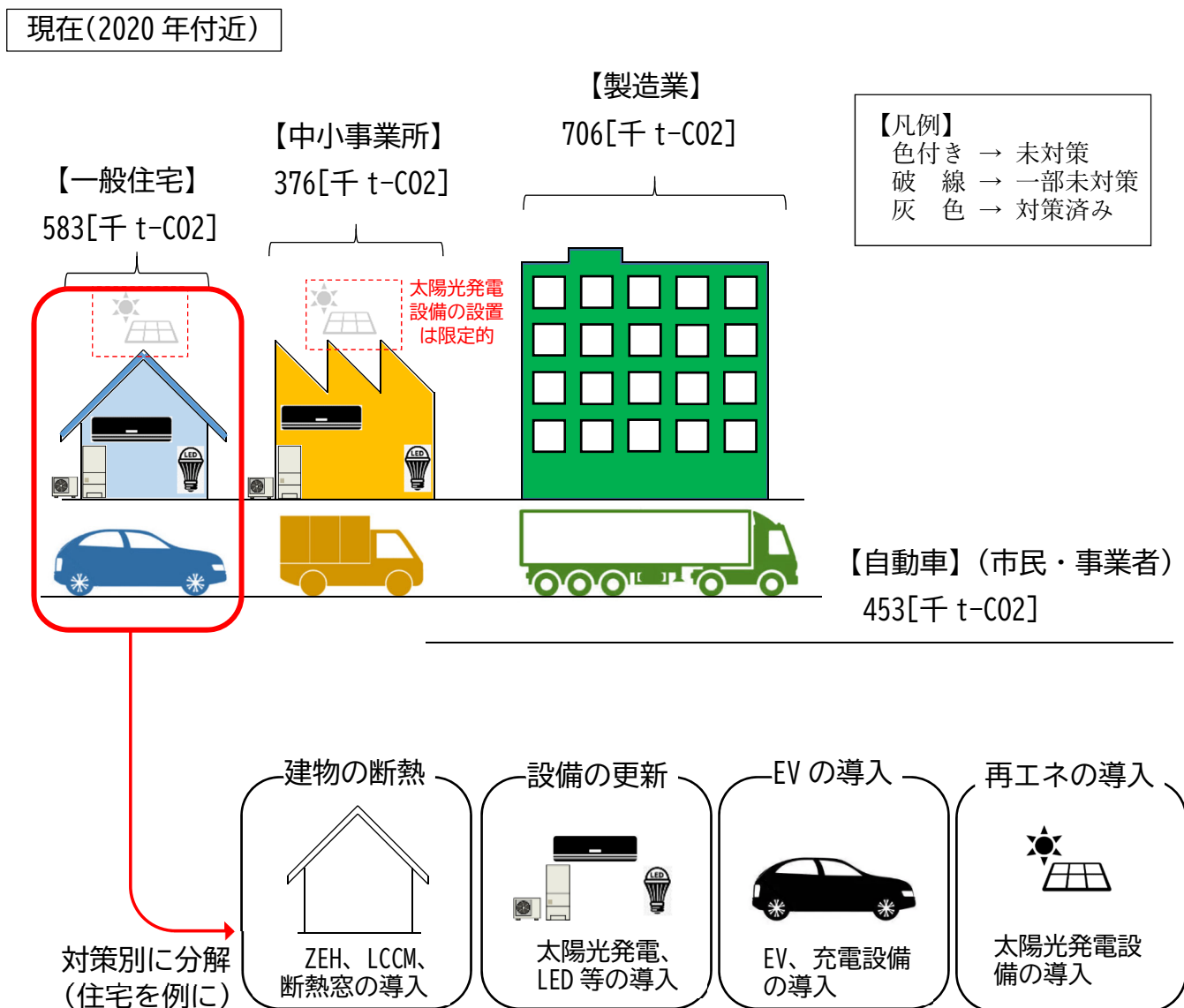
本市における脱炭素のシナリオについて（区域施策編）

以下は、今後の国がロードマップなどで示した政策が全て遅滞なく施行され、受け手の国民や事業者が率先的な取り組みを最優先に取るという仮定のうえで、今回の議論のためのたたき台として、仮に組み立てたシナリオです。

○ 2020年におけるCO2排出について

本市におけるCO2排出元は、国の温暖化対策計画の分類に則ると下図の通り「一般住宅」（青）、「中小事業所」（黄）、「製造業」（緑）及びそれらに属する「自動車」から構成されます。これらに対する脱炭素対策は「建物の断熱」、「施設の更新」、「EVの導入」、「再エネの導入」に分類できます。

2020年におけるCO2排出について、一般家庭の電気、ガス、石油などの使用による排出が583[千t-CO2]、中小事業所が376[千t-CO2]、製造業が706[千t-CO2]となり、それらが使用する自動車やトラックがガソリン等を消費することによる排出が453[千t-CO2]となっています。また、太陽光発電施設は全体の建物の僅か数パーセント程しか設置されておりません。



○ 2030 年における CO2 排出について

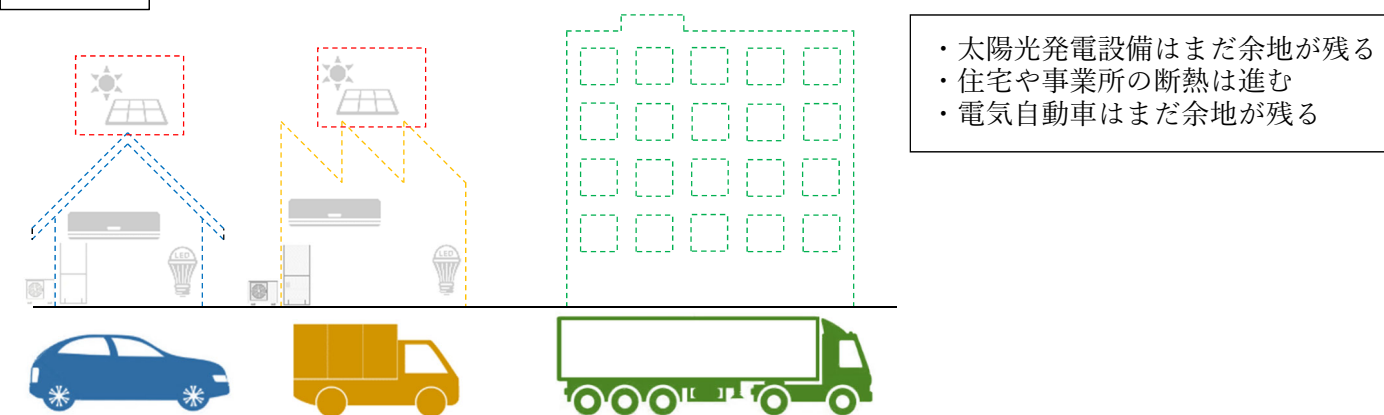
2030 年における CO2 排出については以下の国等の政策により、下図のように変化します。

- ・経団連の「カーボンニュートラル行動計画」による自主的な CO2 削減への取組により製造業からの CO2 排出が縮減される。(2030)
- ・一般住宅の建物の断熱性能を ZEH 水準とすることの義務化(2030)
- ・事業所等の建物の断熱性能を ZEB 水準とすることの義務化(2030)

これらにより住宅や事業所の新規の建物の断熱性能はゼロエネルギーに対応したものとなりますが、義務化前に建てた既存の建築物の断熱性能は相対的に低く、既存住宅の断熱改修に対する行政の支援が必要になります。

なお、空調設備や照明、その他 OA 機器、業務用設備については経年劣化などによる買換えで順次最新のものとなっていきますが、太陽光発電設備については国のロードマップにも設置義務化の予定が入っていないため、整備数は限定的と考えられます。

2030 年



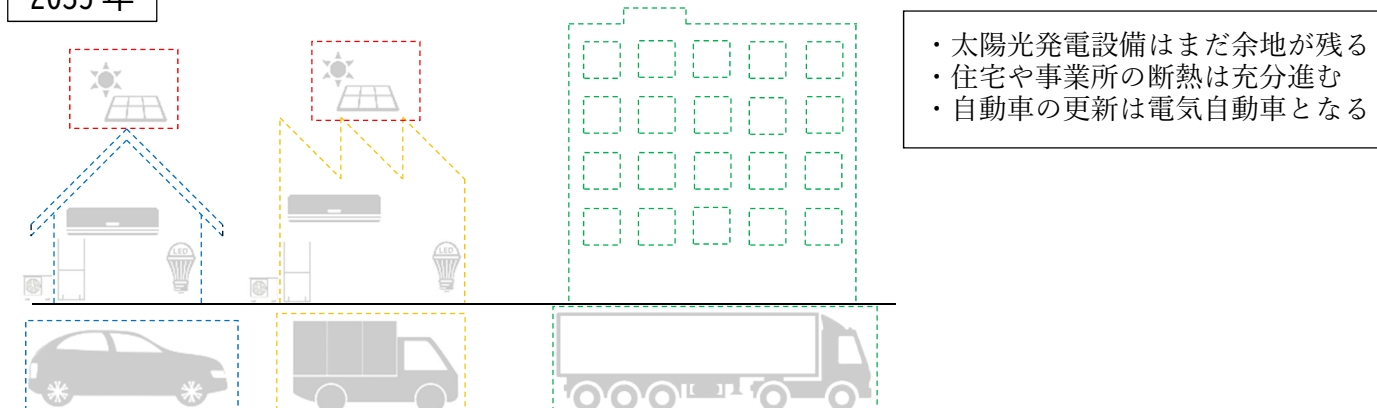
○ 2035 年における CO2 排出について

2035 年における CO2 排出については以下の政策により、下図のように変化します。

- ・新規購入する自動車の電動化(2035) (商用車は 2040 年)

自動車には 2035 年の規制前に購入したものが依然として残ります。住宅や事業所等の建築物について、2030 年の規制前に建てたものは断熱性能がゼロエネルギーに対応していないものが残ります。

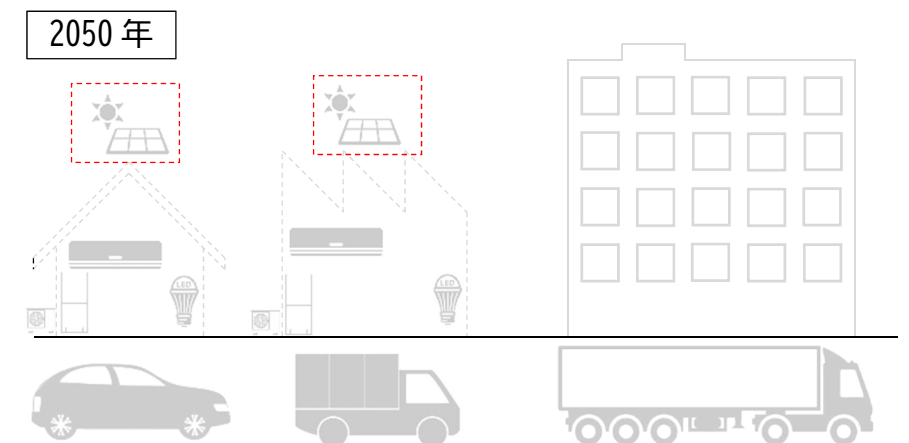
2035 年



○ 2050 年における CO2 排出について

2050 年における CO2 排出については以下の政策により、下図のように変化する。

- ・経団連の「カーボンニュートラル行動計画」による自主的な CO2 削減への取組により製造業からの CO2 排出が実質ゼロとなる。(2050)
- ・電動車の義務化以降、15 年が経過し走行する車はほぼ電動車に切り替わっている。
- ・2030 年の住宅や事業所の断熱性能を ZEH、ZEB 化により概ね建物の断熱化が進んでいる。



この段階で課題として考えられる点は下記の通りです。

- ・国の施策に設置義務化が無かったため、太陽光発電設備の整備が充分でない。
- ・2030 年の ZEH・ZEB 義務化前に建てた一般住宅と中小の事業所の断熱性能が僅かに残る。
- ・設備の省エネ化は進むがどうしても時代に取り残されたストックは僅かに残る。

市の課題について

太陽光の整備は再エネによる発電手段の限られた本市において、ゼロエネルギー型の街づくりのための必須事項になります。しかしながら、国の制度的な決めがない中で太陽光発電設備が十分に普及するかは疑問が残ります。

また、優先順位的には上記に劣るものの、ZEH・ZEB の普及を後押しするための市の支援事業（既存家屋の断熱改修など）は可能な限り早く継続して実施していくべきと考えられます。加えて、省エネ型の設備（今で言うエネファームなど）の導入補助を省エネ設備の導入の加速化のため継続的に続けていくことが必要と考えられます。

市役所の取組について

現在、本市で行っている取組については主として補助金の交付、イベント等での普及啓発等を行っています。また、市役所内部としても太陽光発電設備の導入及び次世代自動車の導入などを行っています。

● イベント等での普及啓発について



【市のイベントでの出店】



【市の施設での啓発活動】

● 次世代自動車の導入



EV の更新
令和3年12月～令和5年11月まで
・日産リーフ
・三菱 i-MiEV
・三菱 ミニキャブ・ミーブ



FCV の更新
令和4年2月～令和9年1月まで
・トヨタ ミライ

● 太陽光発電設備等の導入状況

・市の再エネ設置状況

太陽光発電設備：小学校を中心に消防署等 18 か所(163kw)

バイオマス：和名ヶ谷クリーンセンター(3,200kw)

○補助金と交付件数

・住宅用省エネルギー設備設置促進

| | 補助額上限 | 元年度決算 | 2年度決算 | 3年度決算 | 4年度決算 |
|-------------------|-----------------------------------|-------|-------|-------|-------|
| 家庭用燃料 電池システム | ~R3 : 50,000 円 R4~ : 100,000 円 | 33 件 | 17 件 | 7 件 | 24 件 |
| リチウムイオン 蓄電システム | ~R3 : 100,000 円 R4~ : 70,000 円 | 67 件 | 78 件 | 88 件 | 148 件 |
| 太陽熱利用 システム | 50,000 円 | 0 件 | 1 件 | 1 件 | 0 件 |
| 窓の断熱改修 | 80,000 円 | － | 6 件 | 45 件 | 23 件 |
| V2H 充放電設備 | 250,000 円 | － | － | － | 2 件 |

・省エネルギー住宅等普及促進

| | 補助額上限 | 元年度決算 | 2年度決算 | 3年度決算 | 4年度決算 |
|-------------------------------|-----------|-------|-------|-------|-------|
| ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) | 200,000 円 | 11 件 | 21 件 | 24 件 | 27 件 |
| ライフサイクルカーボン マイナス (LCCM) 住宅 | 800,000 円 | 1 件 | 1 件 | 0 件 | 1 件 |

・事業所用省エネルギー設備等導入促進

| | 補助額上限 | 元年度決算 | 2年度決算 | 3年度決算 | 4年度決算 |
|-----------------------|-------------|-------|-------|-------|-------|
| ネット・ゼロ・エネルギー・ビル (ZEB) | 1,000,000 円 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 1 件 |
| 設備診断改修 | 400,000 円 | 4 件 | 9 件 | 9 件 | 9 件 |

・クリーンエネルギー自動車導入促進

| | 補助額上限 | 元年度決算 | 2年度決算 | 3年度決算 | 4年度決算 |
|--------------------|-----------|-------|-------|-------|-------|
| 電気自動車 | 30,000 円 | 23 件 | 12 件 | 32 件 | 32 件 |
| 電気自動車 (太陽光+V2H) | 150,000 円 | － | － | － | 5 件 |
| 電気自動車 (太陽光) | 100,000 円 | － | － | － | 10 件 |
| 燃料電池自動車 | 50,000 円 | 0 件 | 1 件 | 0 件 | 0 件 |

・電気自動車用充電設備設置促進

| | 補助額上限 | 元年度決算 | 2年度決算 | 3年度決算 | 4年度決算 |
|--------|-----------|-------|-------|-------|-------|
| 急速充電設備 | 400,000 円 | － | － | － | 0 件 |
| 普通充電設備 | 100,000 円 | － | － | － | 0 件 |

市役所における脱炭素のシナリオについて

今回の議論のためのたたき台として、考えられる市役所における脱炭素へのシナリオは例えば以下のようなものが考えられます。

【～2030年】

冷温水機、ストーブ等、ガスや石油を使う機器の電化、PPA 等による公共施設への太陽光発電設備の導入、排出係数の低い電気契約も徐々に広がっていきます。また、和名ヶ谷クリーンセンターからの電力の託送についても検討していきます。

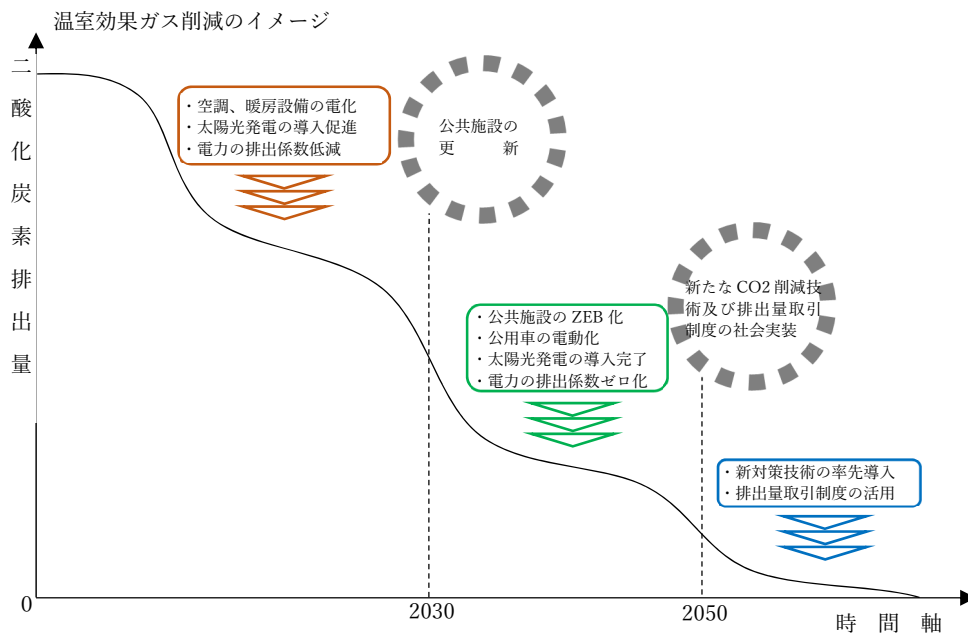
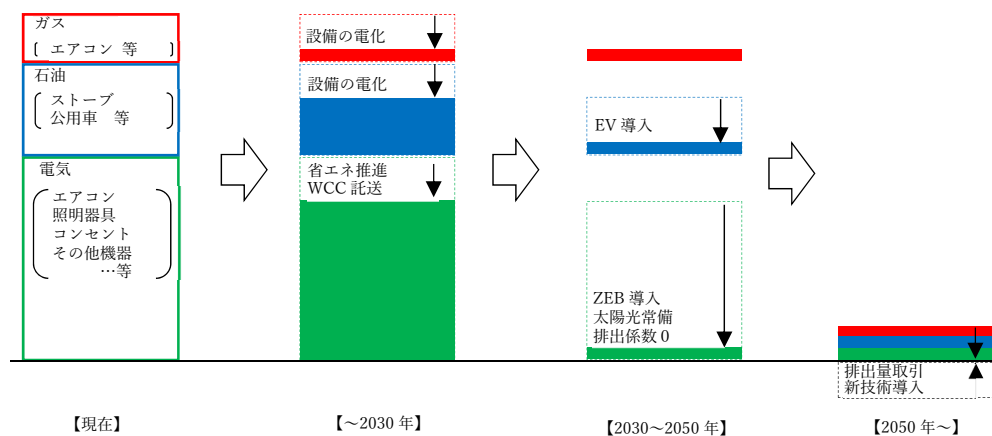
【2030年～2050年】

公共施設の新設に伴う建物の ZEB 化、公用車の電動化が進みます。また、太陽光発電設備の導入の完了、電気契約における平均的な排出係数がゼロに近づけていきます。

【2050年～】

国のロードマップによれば、2050年には、新たな CO2 削減技術が社会的に実装されていることから、市でも新技術を積極的に導入していきます。同じく国が制度の検討を行っているカーボンプライシングなどの排出量取引についても、2050年には実装されていることが見込まれ、吸収源の少ない本市において、どうしても削減が難しい CO2 の削減に活用しています。

温室効果ガス排出削減のスキーム



近年の地球温暖化対策の社会動向及び 松戸市の取組の方向性について

国の地球温暖化対策の動向

● カーボンニュートラル宣言（2020年10月）

菅内閣総理大臣は2020年10月26日の所信表明演説において、我が国が2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言した。また、2021年4月には、地球温暖化対策推進本部において「2050年目標と統合的で、野心的な目標として、2030年度に、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく」ことを表明した。

● 地球温暖化対策計画（2021年10月）

政府は、2021年10月22日に地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化対策計画を閣議決定した。計画は2016年5月13日に閣議決定された前計画を改定したものであり、2030年度に温室効果ガス46%削減（2013年度比）、さらに50%の高みにむけて挑戦するという新たな目標を踏まえ、部門ごとの削減目標や各種対策・施策を取りまとめている。

● 地球温暖化対策推進法の一部改正（2022年4月施行）

2021年6月2日に改正地球温暖化対策推進法が公布され、2022年4月から施行されている。主な改正点は以下の点である。

- **パリ協定・2050年カーボンニュートラル宣言を踏まえた基本理念の新設**
パリ協定に定める目標及び2050年カーボンニュートラル宣言を基本理念として位置付けた。
- **地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業を推進するための計画・認定制度の創設**
地方公共団体が策定する地方公共団体実行計画に、施策の実施に関する目標を追加するとともに、市町村は、地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業（地域脱炭素化促進事業）に係る促進区域（詳細は次ページ）や環境配慮、地域貢献に関する方針等を定めるよう努めることとされた。また、市町村から認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画に記載された事業については、関係法令の手続ワンストップ化等の特例を受けられることとなった。
- **脱炭素経営の促進に向けた企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化の推進等**
企業の排出量に係る算定報告公表制度について、電子システムによる報告を原則化するとともに、開示請求の手続なしで公表される仕組みとされた。

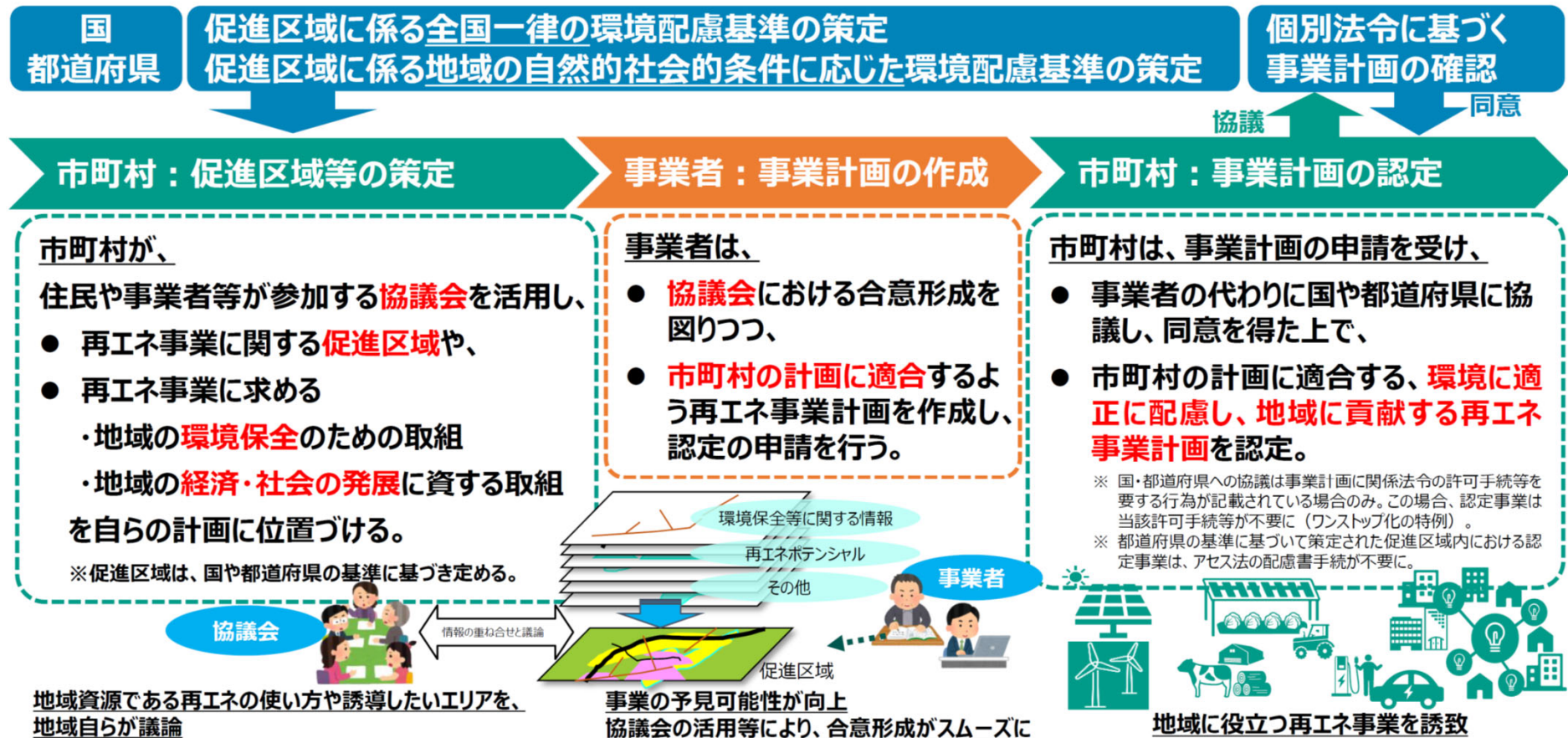
国の地球温暖化対策の動向

● 促進区域における地域脱炭素化促進事業

地球温暖化対策推進法の改正により、市町村が再エネ促進区域や再エネ事業に求める環境保全・地域貢献の取組を自らの計画に位置づけ、適合する事業計画を認定する仕組みが令和4年4月から施行された。

市町村が促進区域を設定し、当該区域内において事業者による事業計画を認定すると、許可手続等のワンストップ化の特例や環境アセス手続の一部省略等が適用される。令和5年4月時点で神奈川県小田原市、埼玉県入間市、神奈川県厚木市等の9市町村が促進区域を設定している。

制度全体のイメージ



国の地球温暖化対策の動向

● 国・地方脱炭素実現会議

2020年12月～2021年6月にかけて、国と地方の協働・共創による地域における2050年脱炭素社会の実現に向けて、特に地域の取組と密接に関わる「暮らし」「社会」分野を中心に、国民・生活者目線での2050年脱炭素社会実現に向けたロードマップ及びそれを実現するための関係府省・自治体等の連携の在り方等について検討し、議論の取りまとめを行うため、「国・地方脱炭素実現会議」が3回にわたって開催された。

当該会議により、2021年6月に「地域脱炭素ロードマップ」が取りまとめられた。



国・地域脱炭素実現会議
出典：首相官邸ホームページ

【地域脱炭素ロードマップの対策・施策の全体像】

2030年度目標及び2050年カーボンニュートラルという野心的な目標に向けて、今後の5年間を集中期間として、政策を総動員して、地域脱炭素の取組を加速する。

取組1) 脱炭素先行地域をつくる

地方自治体や地元企業・金融機関が中心となり、環境省を中心に国も積極的に支援しながら、少なくとも100か所の脱炭素先行地域で、2025年度までに、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組実施の道筋をつけ、2030年度までに実行する。

取組2) 脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施（各地の創意工夫を横展開）

自家消費型の太陽光発電、住宅・建築物の省エネ、ゼロカーボン・ドライブ等の脱炭素の基盤となる重点対策について、地方自治体・地域企業・市民など地域の関係者が主体となって、国も積極的に支援しながら、各地の創意工夫を横展開し、脱炭素先行地域を含めて、全国津々浦々で実施する。

3つの基盤的施策と個別分野別の対策・施策

上記の取組を後押しするため、個々の分野を横断する基盤的施策として、地域の実施体制構築と国の積極支援のメカニズム構築（地域と国が一体で取り組む地域の脱炭素イノベーション）、デジタル×グリーンによるライフスタイルイノベーション、社会全体を脱炭素に向けるルールのイノベーションに重点的に取り組む。あわせて、地域と暮らしの脱炭素に関わる個別分野別の対策・促進施策にも着実に取り組む。

国の地球温暖化対策の動向

【地域脱炭素ロードマップの具体的目標（抜粋）】

①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電

- ・ 政府及び自治体の建築物及び土地では、2030年には設置可能な建築物等の約50%に太陽光発電設備が導入され、2040年には100%導入されていることを目指す。

②地域共生・地域裨益型再エネの立地

- ・ 地元企業による設備工事の施工、収益の地域への還流
- ・ 災害時の避難所等への優先的な電力供給

③公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導

- ・ 2030年までに新築建築物の平均でZEBが実現していることを目指し、公共施設等は率先してZEBを実現していることを目指す。
- ・ 公共部門の再エネ電気調達が実質的に標準化されていることを目指す。

④住宅・建築物の省エネ性能等の向上

- ・ 2030年までに新築住宅の平均でZEHが実現していることを目指す。

⑤ゼロカーボン・ドライブ

- ・ 2035年までに乗用車の新車販売に占める電動車の割合を100%とすることを旨す。
- ・ EV/PHEV/FCVを全国どこでも安心して利用できるインフラが整備されている。また、充電インフラの電力及び水素ステーションの水素は概ね再エネ等由来となっている。

⑥資源循環の高度化を通じた循環経済への移行

- ・ 市民・事業者と連携した環境配慮設計製品の利用やワンウェイ・プラスチックのリデュース、市町村、製造・販売事業者、排出事業者によるプラスチック資源の回収・リサイクルが一体的に進んでいることを目指す。
- ・ 食品ロス量が、2030年度までに2000年度比で半減するとともに、発生する食品廃棄物については食品循環資源としてリサイクルが進み、食品廃棄ゼロとなるエリアが創出されることを目指す。

⑦コンパクト・プラス・ネットワーク等による脱炭素型まちづくり

- ・ 2024年度末までに「立地適正化計画」（都市再生特別措置法）を作成した市町村数600市町村、「地域公共交通計画」（地域公共交通活性化再生法）の策定件数1,200件を目指す。
- ・ 2025年までに「滞在快適性等向上区域」（多様な人々が集い、交流する「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出を図る区域として、市町村が都市再生整備計画に位置付けるもの）を設定した市町村数100市町村を目指す。
- ・ スマートシティに関し、2025年度までに技術の実装した自治体・地域団体数100団体を目指す。

⑧食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立

- ・ 農林水産業のCO₂ゼロエミッション化、農山漁村への再エネ導入、2040年までの農林業機械・漁船の電化・水素化等技術の確立
- ・ 2050年までに輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量の30%低減
- ・ 2040年までに次世代有機農業に関する技術を確立し、2050年までに耕地面積に占める有機農業（国際的に行われている有機農業）の取組面積の割合を25%（100万ha）に拡大

国の地球温暖化対策の動向

● 建築物省エネ法の改正（2022年6月）

2022年6月に公布された改正建築物省エネ法では、建築士の性能向上努力義務や説明努力義務、住宅トップランナー制度の拡充等のほか、建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度が創設された。本制度は、太陽光パネル等の再エネ設備の設置の促進を図ることが必要である区域について、市町村が促進計画を作成することができるようになるもので、行政区域全体、または一定の街区等を設定することができる。促進区域に設定された区域では、建築物の建ぺい率制限や高さ制限の規制の特例許可が認められる。

<促進区域において認められる例>



太陽光パネルの設置により
高さ制限を超える場合でも、
促進区域の趣旨に鑑みて、
建築物本体の影から影を
増やさないことや
敷地外に影を落とさないこと等を
確認した上で特定行政庁が許可。

出典：国土交通省ホームページ

他の地方公共団体の取組

● 再生可能エネルギーの導入に関する条例

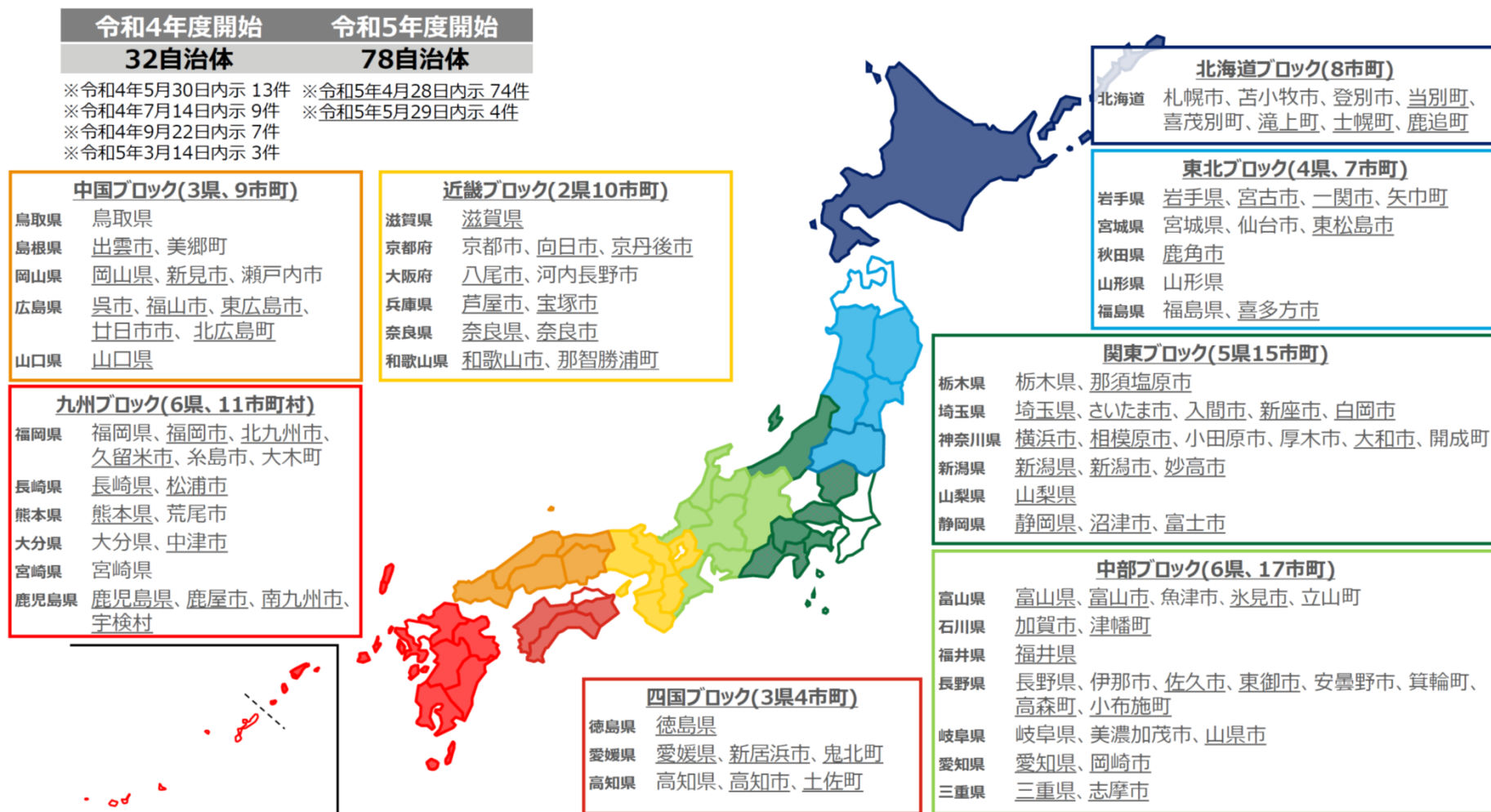
他の地方公共団体では、再生可能エネルギーの導入を促進するための条例を制定している例がある。

| 自治体名 | 条例等名称 | 公布、施行日 | 再エネ導入促進の内容 | 義務をかける対象 | 対象とする再エネ設備 |
|------------|---|--|---|--|---|
| 東京都 | 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 | 令和4年12月22日公布 令和7年4月1日施行 | ①大規模建物（ビル、マンション）（延床面積2,000㎡以上）の新築時に再エネ設備の設置を義務付け ②中小規模建物（延床面積2,000㎡未満）の新築時に再エネ設備の設置を義務付け（事業者単位での義務付け） | ①特定建築主 ②ハウスメーカー等の事業者（年間延べ2万㎡以上の建物（住宅・ビル）を建築する大手事業者（50社程度） | 太陽光、風力、バイオマスを熱源とする熱、水力、地熱その他化石燃料等を熱源とする熱以外のエネルギー（原子力を除く。） |
| 川崎市 | 川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例 | 令和5年3月30日公布 令和7年4月1日施行 （③は令和6年4月1日施行） | ①延べ床面積2,000㎡以上の建築物（特定建築物）の新築・増築時に太陽光発電設備等の設置を義務付け ②延床面積2,000㎡未満の建築物（中小規模建築物）の新築時に太陽光発電設備の設置を義務付け ③建築主への太陽光発電設備の設置に関する説明を義務付け | ①建築主 ②市内に年間一定量以上建築・供給する建築事業者（特定建築事業者） ③建築士 | ①太陽光、太陽熱、バイオマス、風力、地中熱など ②太陽光。代替措置検討中 |
| 京都府 京都市 | ・京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例 ・京都市地球温暖化対策条例 | <京都府> 令和2年12月23日公布 令和4年4月1日施行 （③は令和3年4月1日施行） <京都市> 令和2年12月18日公布 令和4年4月1日施行 （③は令和3年4月1日施行） | ①特定建築物（延床面積2,000㎡以上）の新築・増築時に再エネ設備の導入を義務付け ②準特定建築物（延べ床面積300㎡以上～2,000㎡未満）の新築・増築時に再エネ設備の導入を義務付け ③10㎡以上の建築物の設計時に再エネ設備の導入に関する説明を義務付け | ①特定建築主 ②準特定建築主 ③建築士 | 太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス |
| 福島県 大熊町 | 大熊町ゼロカーボンの推進による復興まちづくり条例 | 令和3年9月16日公布 令和4年4月1日施行 | 非住宅部分の床面積300㎡以上の建築物の新築、増築又は改築時に再エネ設備の設置を義務付け | 特定建築主 | 太陽光、太陽熱、地中熱、その他再生可能エネルギー |
| 群馬県 | 2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例 | 令和4年3月15日公布 令和5年4月1日施行 （②は令和4年10月1日施行） | ①床面積2,000㎡以上の建築物（特定建築物）の新築、増築又は改築時に再エネ設備の設置を義務付け ②特定建築物の設計時に再エネ設備の導入に関する説明を義務付け | ①特定建築主 ②特定建築物の設計者 | 太陽光、風力、水力及び地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱並びにバイオマス |

他の地方公共団体の取組

● 重点対策加速化事業の実施

環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」では、地域のニーズ・創意工夫を踏まえて、全国津々浦々で取り組むことが望ましい「重点対策」を複合的に組み合わせた複数年にわたる意欲的な計画を加速的に実施する取組に対して支援を行っている。他の地方公共団体では、この重点対策加速化事業を活用して、脱炭素の取組を行っている事例がある（令和5年5月末現在、重点対策加速化事業として110自治体を選定（29県、81市町村））。



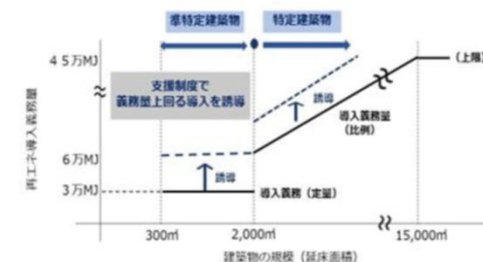
他の地方公共団体の取組

京都市：京都市地球温暖化対策条例・実行計画に基づくプラスアクション



事業計画の特徴

- 内陸都市や盆地地形という特徴を踏まえ、**条例独自の再エネ導入義務制度**と併せて、**太陽光発電設備の最大導入を誘導**する(右図参照)
- **市域面積の4分の3を占める森林**の循環利用を促進する観点から、**木質バイオマス発電の利用を活性化**し、災害時等には近隣地域へ優先的に電力供給する
- 条例独自の**中規模事業者エネルギー消費量等報告書制度**を活用し、省エネ行動の最大実施を誘導する



事業計画の概要

| 取組 | 規模 |
|---|--|
| 京都市地球温暖化対策条例に基づく義務量を超える太陽光発電設備導入に対する補助事業 (民間向け間接補助事業) | <ul style="list-style-type: none"> • 685カ所 • 5,310kW |
| 上記に伴う蓄電池の同時設置 | <ul style="list-style-type: none"> • 67カ所 |
| 市有施設への太陽光発電設備の導入 | <ul style="list-style-type: none"> • 3カ所 • 134kW |
| バイオマス発電設備導入に対する補助事業 (民間向け間接補助事業) | <ul style="list-style-type: none"> • 2カ所 • 100kW |
| 京都市地球温暖化対策条例に基づく中規模事業者エネルギー消費量等報告制度を踏まえた高効率機器導入に対する補助事業 (民間向け間接補助事業) | <ul style="list-style-type: none"> • 40カ所 |
| 市有施設への高効率空調機器等の導入 | <ul style="list-style-type: none"> • 15カ所 |

事業計画の効果・費用

| 再エネ導入 | CO2削減 | 総事業費 | 交付金額 | 計画期間 |
|---------|--------------|------|------|---------------------|
| 5,544kW | 71,095 t-CO2 | 46億円 | 15億円 | 令和4年度 ～ 令和8年度 |

取組のイメージ



他の地方公共団体の取組

神奈川県厚木市：カーボンニュートラルあつぎ実現計画



事業計画の特徴

- **公共施設への太陽光発電設備・蓄電池導入**を行い、災害レジリエンス強化を早期に達成するために、**短期間に整備することができるPPAを活用**するとともに、**省エネを図るためにLED化**を行う
- 公共施設への太陽光発電設備・蓄電池導入効果を積極的に情報発信し、かつ、市民への**太陽光発電設備・蓄電池導入補助**を行うことにより、導入促進を図る
- 厚木市カーボンニュートラル推進ネットワークや厚木市カーボンニュートラルプラットフォームを活用し、**市内企業等の意見を取り入れながら同時に情報提供を行うことで、企業の脱炭素経営の意識を高める**ことにも努める

事業計画の概要

| 取組 | 規模 |
|-----------------------|--|
| 小中学校への自家消費型太陽光発電設備の導入 | <ul style="list-style-type: none"> • 28件 • 1,934kW |
| 小中学校への蓄電池の導入 | <ul style="list-style-type: none"> • 28件 • 1,590kWh |
| 公民館等への自家消費型太陽光発電設備の導入 | <ul style="list-style-type: none"> • 52件 • 634kW |
| 公民館等への蓄電池の導入 | <ul style="list-style-type: none"> • 52件 • 510kWh |
| 太陽光発電設備の個人向け間接補助事業 | <ul style="list-style-type: none"> • 400件 • 2,000kW |
| 蓄電池の個人向け間接補助事業 | <ul style="list-style-type: none"> • 160件 • 1,120kWh |
| 道路補修事務所への調光型LEDの導入 | <ul style="list-style-type: none"> • 1件 |
| 小中学校へのLEDの導入 | <ul style="list-style-type: none"> • 34件 |
| 公民館等へのLEDの導入 | <ul style="list-style-type: none"> • 52件 |
| 行政系施設へのLEDの導入 | <ul style="list-style-type: none"> • 23件 |
| ZEHの個人向け間接補助事業 | <ul style="list-style-type: none"> • 36件 |

事業計画の効果・費用

| 再エネ導入 | CO2削減 | 総事業費 | 交付金額 | 計画期間 |
|---------|-------------|------|------|---------------------|
| 4,568kW | 3,947 t-CO2 | 28億円 | 15億円 | 令和4年度 ～ 令和8年度 |

取組のイメージ



他の地方公共団体の取組

● 環境配慮契約（グリーン契約）に関する取組

川崎市では、温室効果ガス等の削減を図るとともに、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に貢献することを目的として、「令和5年度川崎市環境配慮契約推進方針」を定めている。

【川崎市環境配慮契約推進方針】

(1) 方針の対象範囲

市役所の全組織を対象としています。

(2) 環境配慮契約の推進に関する基本的考え方（全般事項）

市が行うすべての契約に基づく事業等からの温室効果ガス等の排出削減を図るため、契約段階で次による環境配慮を行います。

- 広範な分野で環境配慮契約を実施し、温室効果ガス等の排出の削減が図られるよう契約内容を確保します。
- 事業者の環境マネジメントシステム等の取組を入札手続の評価項目の一つとして考慮するよう努めます。
- 調達時の要求性能等の明確化、情報公開の実施、他の行政目的との調和を図ります。

(3) 重点的に配慮すべき契約の種類と基本的考え方

- 電気の供給を受ける契約（平成20年10月実施要綱策定済）

電気事業者の環境負荷低減に関する取組を評価し、評価結果を入札参加資格に反映します。

- 自動車の購入及び賃貸借に係る契約

当面の間、車種選定時に燃費等を考慮することで、ハイブリッド車等の導入を検討します。

総合評価一般競争入札の導入に向けた継続的な検討を行います。

- 省エネルギー改修事業（ESCO事業）に係る契約

他のエネルギー改修事業等の契約手法の継続的な検討を行います。

当面の間、プロポーザル方式によりESCO事業者の選定を行います。

- 建築物に関する契約

設計に係る契約時に環境保全性能を確保します。

環境配慮型プロポーザル方式の導入を行います。

維持管理を委託する場合には、省エネ・省CO₂化等に係る環境配慮を求めます。

他の地方公共団体の取組

● 市民や団体への補助金

他の地方公共団体では、市民や団体等による脱炭素の活動を支援するため、補助金の交付を行っている事例がある。

| 自治体名 | 制度名称 | 補助対象者 | 補助対象事業 | 補助金額 |
|------------|----------------------|------------------------------------|--|--|
| 兵庫県 神戸市 | KOBEゼロカーボン支援補助金 | 市内で脱炭素に資する活動を実施する者（個人、法人、団体など） | 市内で行われる脱炭素に資する事業(※)で、かつ地域と連携した事業 ※国の策定した「地球温暖化対策計画」に示されているもの | ○チャレンジ枠 定額：補助金上限額500万円／年 ○一般枠 定額：補助金上限額100万円／年 |
| 静岡県 沼津市 | 市民環境活動支援事業 | 市内に活動の拠点又は連絡先があり、市内で活動する3人以上の非営利団体 | <ul style="list-style-type: none"> 脱炭素社会の実現に寄与する活動 循環型社会の実現に寄与する活動 自然共生社会の実現に寄与する活動 上記3つにかかげる社会を構築するために実施する環境教育活動 | 活動に対し10万円を限度とする補助金の交付 |
| 佐賀県 唐津市 | カーボンニュートラルチャレンジから補助金 | 市民団体、NPO法人、ボランティア団体又は市長が認める団体 | 地球温暖化の防止と脱炭素社会の実現に寄与する先進的な事業活動で、次に掲げるもの。 (1) 団体の構成員によって継続的に実施される団体活動 (2) 団体の構成員以外の来場者を募り、交付申請年度内の単発的に実施される環境イベント | ○団体活動 補助対象経費の10分の9以内とし、50万円を上限 ○環境イベント 補助対象経費の10分の9以内とし、10万円を上と |

松戸市の取組の方向性

松戸市地球温暖化対策実行計画の施策を進めていく上での、具体的取組

実行計画の関連施策 基本方針1-1、1-2

① 再生可能エネルギーの活用促進

- 資料2のとおり、松戸市では2050年カーボンニュートラルに向けて太陽光発電の整備が課題となると想定される。太陽光発電の設置促進については、他自治体で建築物の新築時等に再生可能エネルギー設備の導入を義務付けている事例があり、松戸市でも同様の取組の検討を行ってはどうか。また、その際には、環境省の重点対策加速化事業等を活用した補助制度についても検討を行う。
- 再生可能エネルギー設備の導入を促進するため、建築物省エネ法における建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度等の活用を検討してはどうか。

実行計画の関連施策 基本方針1-3

② 市の事業等における脱炭素の率優先的取組

- 他自治体では、環境配慮契約にESCO事業や建築物に関する契約についての方針を示している事例もあるが、「松戸市グリーン購入等に係る基本方針」では、現状それらは対象としていない。松戸市でも基本方針を見直し、対象としてはどうか。
- 公共施設の省エネルギー化、再生可能エネルギー設備の導入について、環境省の重点対策加速化事業等の活用を検討する。

実行計画の関連施策 基本方針4-1、4-2

③ 環境活動等の推進

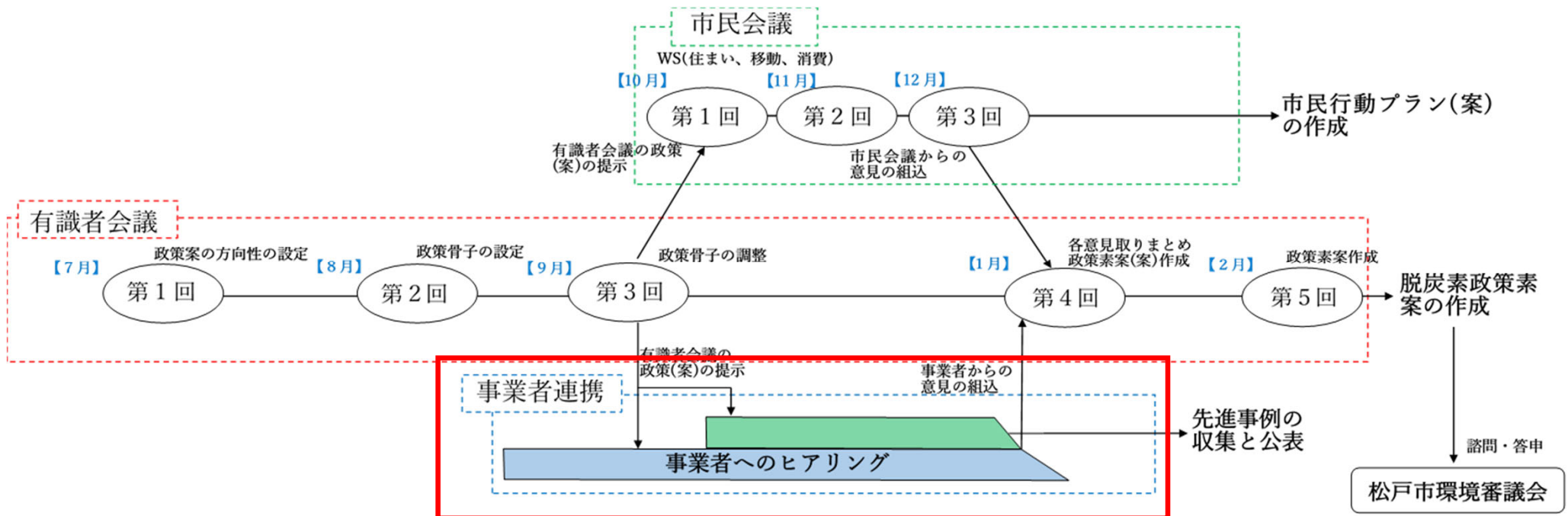
- 他自治体では、市民や団体の地球温暖化対策に係る活動に対し補助金を交付し、支援している事例がある。松戸市においても、支援の仕組みを検討してはどうか。

事業者ヒアリング及び事業者アンケートについて

目的

「市民行動プラン」及び「脱炭素政策素案」の作成にあたり、事業者の現状や課題を把握するとともに、これらの計画に事業者の意見を反映することを目的として、事業者ヒアリング及びアンケートを行う。

ヒアリング及びアンケートの位置付けと時期



事業者ヒアリングについて

事業者ヒアリングの実施方針

- ① 脱炭素に向けた事業者の先進取組事例等の収集を行う。
- ② 有識者会議で政策案を検討する際に、事業者からの意見を反映させる。
- ③ 政策実現に向けて、事業者との協力関係を構築する。
- ④ 各業界の事業者との情報交換を行う。

事業者ヒアリングの対象候補

【ヒアリング実施数】

15者程度を想定

【ヒアリング対象業界】

エネルギー関連事業、不動産業（開発事業者、住宅販売事業者）、建設業、廃棄物処理業、小売業、飲食業、商工会議所、等を想定

【実施方針番号ごとのヒアリング対象者の考え方】

- ① 業界を限定せず、先進的な取組を行っている事業者を対象とする。
- ② 政策案に関連が強いと考えられる業界の事業者を優先して対象とする。
- ③、④ 再エネ導入、省エネ等の脱炭素に関連が強いと考えられる業界の事業者を優先して対象とする。

ヒアリング内容

【先進的取組を行っている事業者】

- 取組事例の内容、効果、経緯
- 取組にあたって課題となったこと、その解決策

【政策案への関連が強いと考えられる事業者】

- 政策案の検討に関する情報の聴き取り
- 政策案に関する意見

【すべての事業者】

- 脱炭素に関する事業者、業界の動向
- 市の取組に関する意見、要望、等

事業者アンケートについて

事業者アンケートの実施方針

- ① 事業者の脱炭素に関する取組の状況や課題等を確認する。
- ② 市の政策案に対する反応を確認する。

事業者アンケートの対象候補

【アンケート実施数】

300者を想定

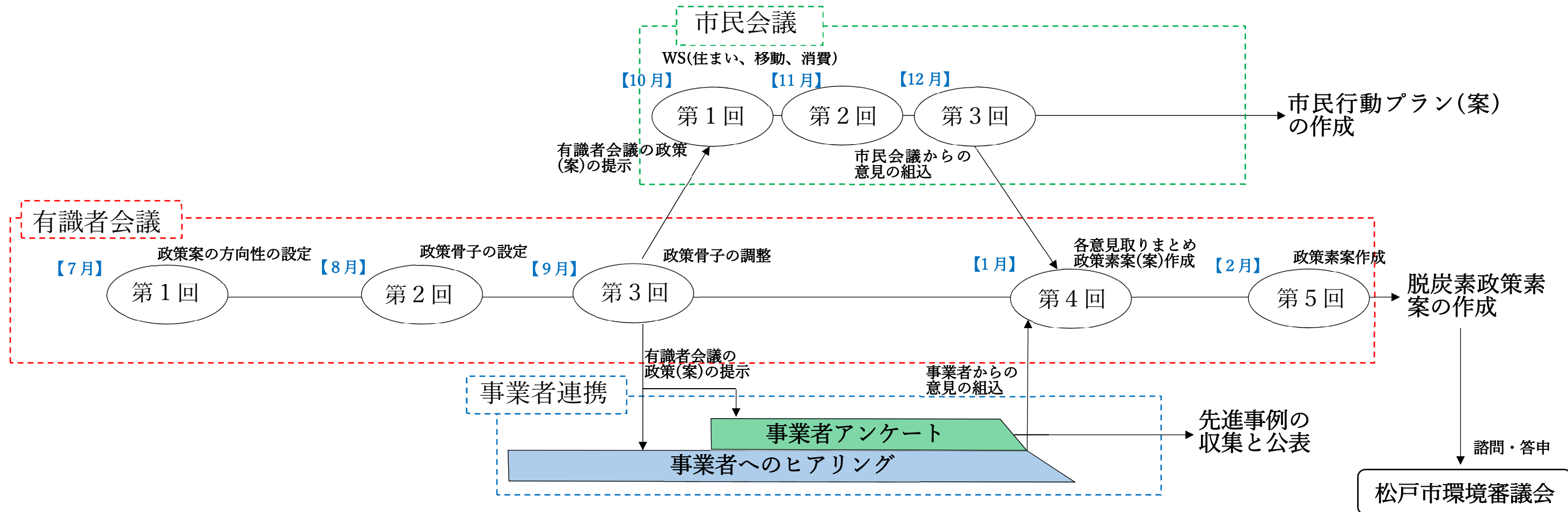
【アンケート対象】

アンケートはヒアリングを行う事業者以外を対象とし、市内事業者からランダムに選定する（可能な限り、業種、規模を考慮）。

アンケート内容

- 脱炭素に関する意識調査
- 脱炭素に関する取組の状況
- 脱炭素に取り組むにあたっての課題
- 市の政策案に関する反応
- 今後の市の脱炭素への取組に関する協力の可否
- 市への意見、要望

松戸市脱炭素有識者会議のイメージについて



○ 有識者会議の概要

- ・ 有識者会議では、脱炭素に向けた今後の政策の方向性について有識者の意見をもらいながら検討する会議
- ・ 検討後は出来るものから取り組みつつ、更に研究が必要な分野については、翌年度以降引き続き調査・検討を実施していく
- ・ 予定では7月(今回)、8月、9月、12月、2月に会議を開催し議論を深めていく

○ 市民会議の概要

- ・ 無作為に選出した市民がワークショップ等を通じて意見交換を行い、温暖化対策のための取組について話し合う会議
- ・ 有識者会議における政策の方向性についても意見を貰う予定
- ・ 対面にて実施し、市民20名を5人毎のテーブルグループとし各テーブルに1名のファシリテーター(FA)を入れる
- ・ 会議は10月、11月、12月の3回開催する予定
- ・ 開催の結果は毎回会議後にwebページに掲載する予定

○ 事業者ヒアリング・アンケート

- ・ 有識者会議における政策案についての意見を貰いながら事業者が取り組んでいる環境対策について情報収集する予定
- ・ 事業者ヒアリングは20者ほど、アンケートについては300者に実施する予定
- ・ 事業者へのヒアリング及びアンケートについては、秋口に実施する予定

市民会議の開催について（案）

WS で作成できる材料について（市民行動プラン案の材料）

| | |
|------------------|---------------------------|
| ① 脱炭素政策(案)への市民意見 | ④ 取組の効果と緊急性の整理 |
| ② 温暖化の課題への意見交換結果 | ⑤ 取組についてのアンケート結果 |
| ③ 温暖化の取組への意見交換結果 | ⑥ その他 (講義資料、進行、参加者構成等) |

FA オリエンテーション

| |
|--|
| 9月〇日() : ~ : [3時間] 会場未定 |
| ・全体の進行、役割分担、成果物のイメージについての説明 ・FA 意見交換、質疑 |

第1回 市民会議

| 10月15日(日) 13:00 ~ 17:00 [4時間] 会場:松戸市民劇場 第2・3会議室 | | | | |
|---|----------------|--|--------------------|------|
| No. | 時間 | 活動内容 | 対象者 | 場の設定 |
| 1 | 13:00 【60分】 | ・挨拶及び主旨説明 ・講義(気候市民会議の意義) ・気候市民会議の事例について | 市役所 外部講師 市役所 | 通常配置 |
| 2 | 14:00 【30分】 | ・グループ分け(5人4グループ) ・アイスブレイク(自己紹介等) | FA 市民 | 席の移動 |
| 3 | 14:30 【60分】 | ・グループ討議「温暖化への取組①」 地球温暖化について普段気になった問題をグループで話合ってもらおう ※ 「温暖化への取組」は市民行動プランの作成を前提として「住まい」「移動」「消費」等の分野で意見交換してもらい、議論を深めていく。 | FA 市民 | |
| 休憩 15分 (15:30~15:45) | | | | |
| 4 | 15:45 【60分】 | ・脱炭素政策案について説明 ・グループ討議「脱炭素政策案」 脱炭素政策案についてグループで意見交換する | FA 市民 | |
| 5 | 16:45 【15分】 | ・総評(外部講師) ・次回の案内 ・謝礼(クオカード等)の支払いなど | 外部講師 市役所 | |

第2回 市民会議

| 11月12日(日) 13:00 ~ 16:30 [3時間半] 会場: 松戸市民劇場 第2・3会議室 | | | | |
|---|----------------|---|-------------|-------------|
| No. | 時間 | 活動内容 | 対象者 | 場の設定 |
| 1 | 13:00 【15分】 | ・前回の振り返り | 市役所 外部講師 | 席の移動 |
| 2 | 13:15 【60分】 | ・グループ討議「温暖化への取組②」 ②では①の問題についての課題を紙面上で整理しながら意見交換する | FA 市民 | |
| 休憩 15分 (14:15~14:30) | | | | |
| 3 | 14:30 【60分】 | ・グループ討議「温暖化への取組③」 ③では②の課題について、どのような取組で解決が図れるかを紙面上で整理しながら意見交換する | FA 市民 | |
| 4 | 15:30 【45分】 | ・脱炭素政策案に係る市民意見の市による集約に対しての意見交換 | 市役所 市民 | 市説明→意見交換→記入 |
| 5 | 16:15 【15分】 | ・総評(外部講師) ・次回の案内 ・謝礼(クオカード等)の支払いなど | 市役所 | |

第3回 市民会議 ※ 会場などは予定

| 12月17日(日) 13:00 ~ 16:30 [3時間半] 会場: 松戸市民劇場 第2・3会議室 | | | | |
|---|----------------|---|----------|------|
| No. | 時間 | 活動内容 | 対象者 | 場の設定 |
| 1 | 13:00 【30分】 | ・前回の振り返り ・討議における意見の整理について 主な取組について事務局で取りまとめた事項の説明 | 市役所 | 席の移動 |
| 2 | 13:30 【60分】 | ・グループ討議「温暖化への取組④」 ③で整理した各取り組みについて取組の緊急性(中長期-短期)、事業の効果などを軸に紙面上に整理する | FA 市民 | |
| 休憩 15分 (14:30~14:45) | | | | |
| 3 | 14:45 【90分】 | ・グループ討議「温暖化への取組⑤」 ④で整理した取り組みについて各班で発表を行い、他の班の意見を貰う | FA 市民 | |
| 4 | 16:15 【15分】 | ・ご挨拶 ・謝礼(クオカード等)の支払いなど | 市役所 | |

※ 取組項目の重要度について

第3回目の最後に、参加者個人に対して、整理した取組みの重要性、会議全体を通じて気付いたことなどをアンケートで回答してもらう予定。

(抄)

松戸市地球温暖化対策実行計画

2022(令和4)年3月

松戸市

再生可能エネルギー、省エネルギー設備の導入状況

本市では、各部門における排出量削減のため、再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入に対する各種の支援を行っています。

補助事業を開始した 2009 年度から 2020 年度までの補助金の累積件数の実績は、家庭部門における太陽光発電システムや家庭用燃料電池システムなどが多くを占めています。なお、市域全体の太陽光発電システムの導入容量は、2021 年 3 月時点で、40,557kW となっています。

設備に対する補助金累積件数

| 部門 | 設備 | 累計実績 (件) |
|------|--------------------------------|-------------|
| 民生家庭 | 太陽光発電システム | 2,600 |
| | 家庭用燃料電池システム | 518 |
| | 定置用リチウム蓄電システム | 434 |
| | 電気自動車充電設備(2016 年度終了) | 6 |
| | エネルギー管理システム (HEMS) (2016 年度終了) | 82 |
| | 太陽熱利用システム | 14 |
| | ゼロエネルギー住宅 (ZEH) | 63 |
| | ライフサイクルカーボンマイナス住宅 (LCCM) | 4 |
| 民生業務 | 環境マネジメントシステム | 14 |
| | 燃料電池自動車水素供給設備 | 1 |
| | エネルギー管理システム (BEMS、FEMS) | 0 |
| | ゼロエネルギービルの購入・改修等 (ZEB) | 0 |
| | 省エネルギー診断による設備改修等 | 22 |
| 運輸 | 電気自動車 | 134 |
| | 燃料電池自動車 | 1 |

※2009 年度から 2020 年度の実績

太陽光発電システム導入容量

単位：kW

| 10kW 未満 | 10kW 以上 | | | 導入容量合計 | |
|---------|---------|---------------------|------------------------|--------|--------|
| | 50kW 未満 | 50kW 以上 500kW 未満 | 500kW 以上 1,000kW 未満 | | |
| 28,488 | 12,069 | 9,119 | 2,200 | 750 | 40,557 |

※2021 年 3 月現在

出典：資源エネルギー庁「固定価格買取制度 情報公表用ウェブサイト」より集計

市民・事業者への意識啓発と取組の状況

本市では、市民生活や事業活動の脱炭素化を図るため、様々な媒体を通じた情報提供による意識啓発を進めてきました。

市民・事業者に向けて「COOL CHOICE」への賛同を呼びかけるとともに、省エネルギー行動の促進を行い、イベント等で、電気自動車及び燃料電池自動車などの普及啓発を行っています。さらに、「松戸市地球温暖化対策推進事業所」制度で登録した事業所に向けて、情報発信をしています。

松戸市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)による市の取組

2016年3月に策定した「松戸市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」では、市の事務及び事業からの排出量の削減について、2014年度を基準年度として2016年度から短期計画期間の2020年度までに年に2%以上削減、中期計画期間の2030年度までに40%以上削減することを目標として掲げています。

本市の2020年度における事務及び事業からの排出量は、43,840t-CO₂となっており、2014年度に比べて約18%減少しています。

市の取組の状況

市では、一事業者としての市内事業者の率先行動として、職員による省エネルギー行動の実践や公共施設の省エネルギー化の取組を実施しています。

市内小学校13校をはじめ、中央消防署、総合福祉会館、東松戸複合施設に太陽光発電システムを導入したほか、松戸駅西口地下駐車場に電気自動車充電設備を導入、公用車へ電気自動車及び燃料電池自動車を導入しています。

コラム：～COOL CHOICE in MATSUDO～



CO₂などの温室効果ガスの排出削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動のことを『COOL CHOICE』といいます。

松戸市は、「未来のまつどのために今はじめよう」をスローガンに美しい地球を未来の子どもたちに引き継ぐため、人や地域との繋がり、エネルギーの繋がりなどを市内に広げ、本市のイノベーションで、「エコシティまつど」を実現し、選ばれるまち「まつど」を目指しています。

市民の取組状況

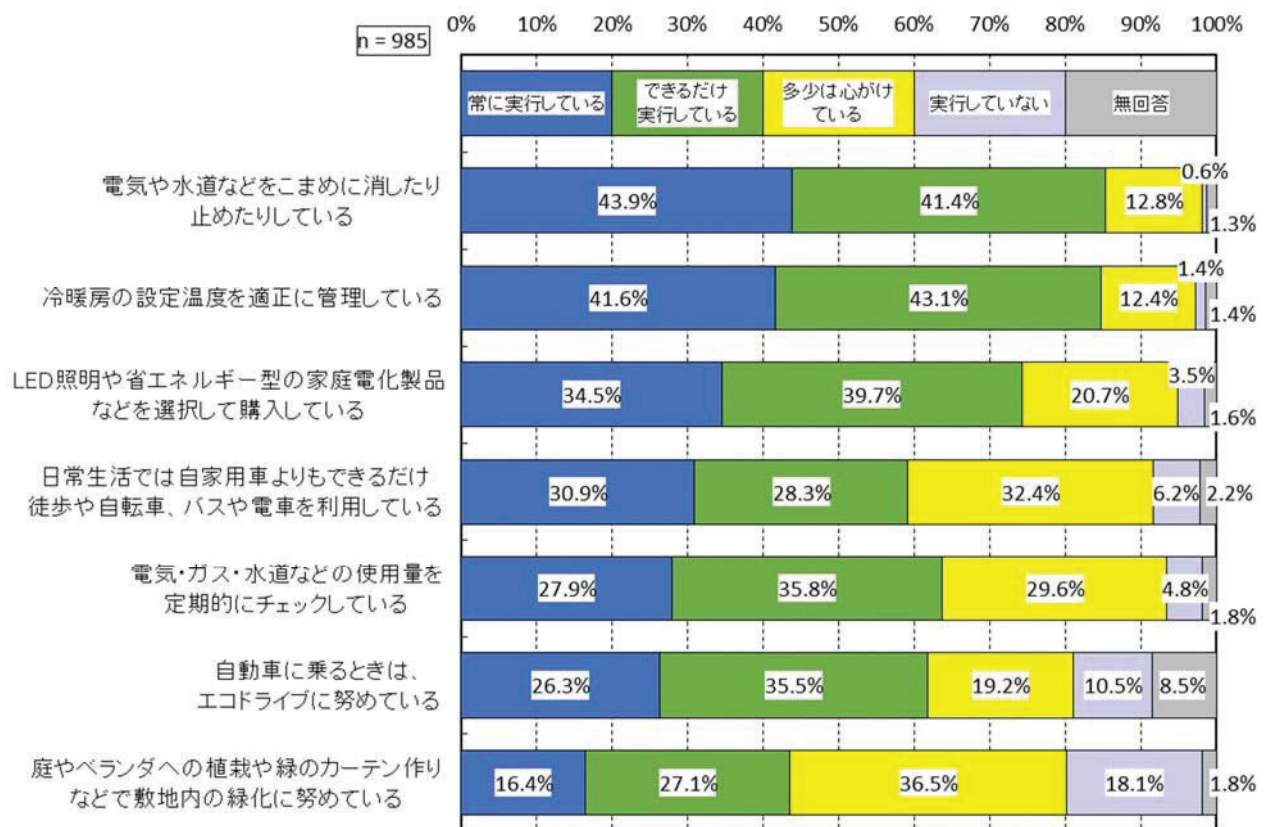
2018年度に実施した松戸市環境計画の実績把握等における市民アンケート調査のうち、気候変動に関わる市民の取組状況は、以下のとおりです。

日常生活における省エネルギー行動の状況

節電や省エネルギー型製品の選択など日常生活における省エネルギー行動を「常に実行している」「できるだけ実行している」市民の割合は、約70～85%を占めており、生活習慣として定着している様子がうかがえます。

また、「公共交通機関の利用」や「エコドライブ」は、約60%の市民が実践しています。

日常生活における省エネルギー行動



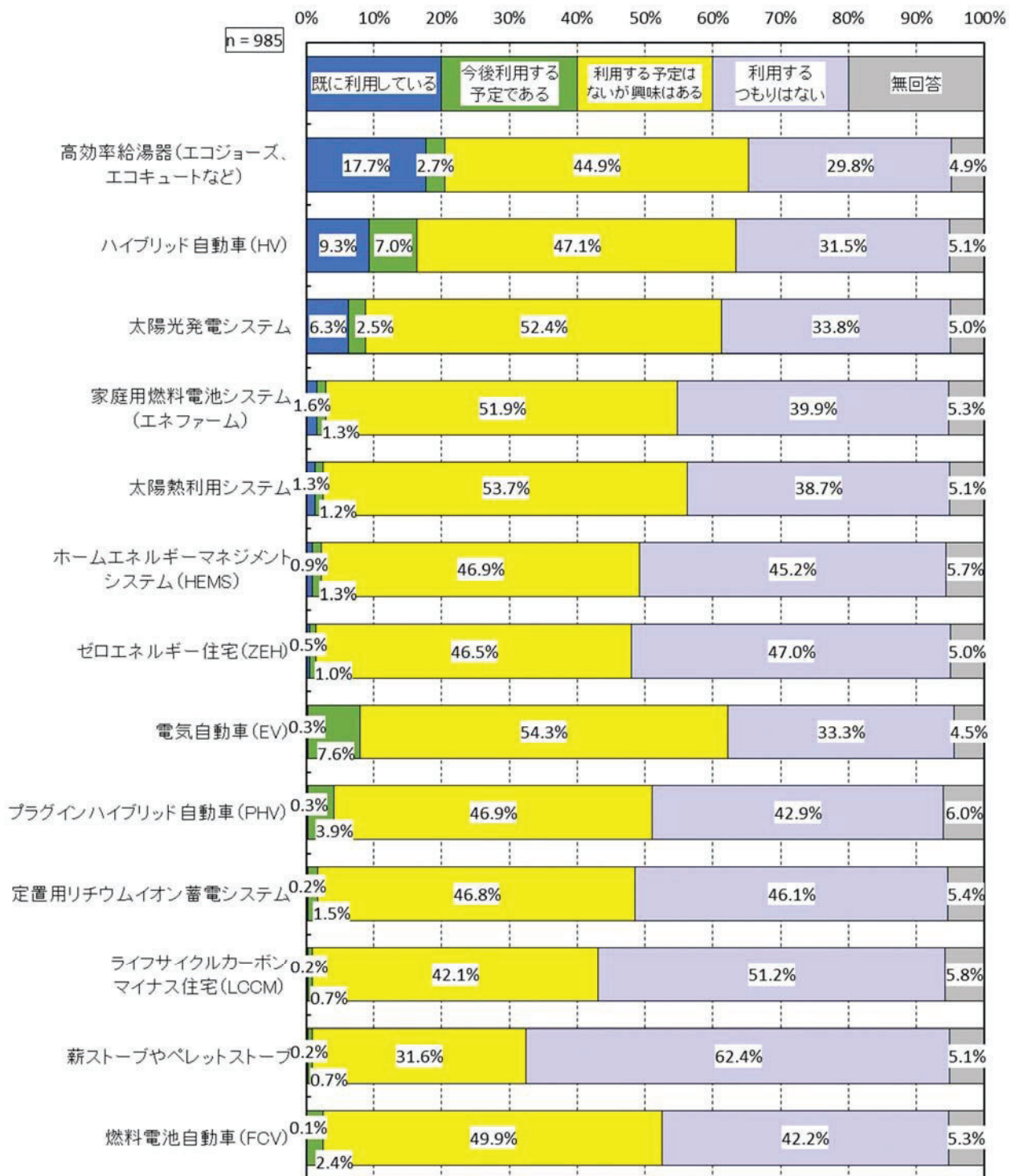
出典：松戸市環境計画の見直しに向けた総括評価業務委託報告書(平成31年3月)

省エネルギーや再生可能エネルギー機器・設備等の導入状況

高効率給湯器などの省エネルギー機器や太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー設備などを「既に利用している」市民の割合は、いずれも20%未満であり、多くの設備機器で導入率は数%と低い状況です。

しかしながら、「今後、利用する予定である」「利用する予定はないが興味はある」市民の割合は、概ね半数を占めており、導入についての意向は高い状況がうかがえます。

省エネルギーや再生可能エネルギー機器・設備等の導入状況



出典：松戸市環境計画の見直しに向けた総括評価業務委託報告書(平成31年3月)

事業者の取組状況

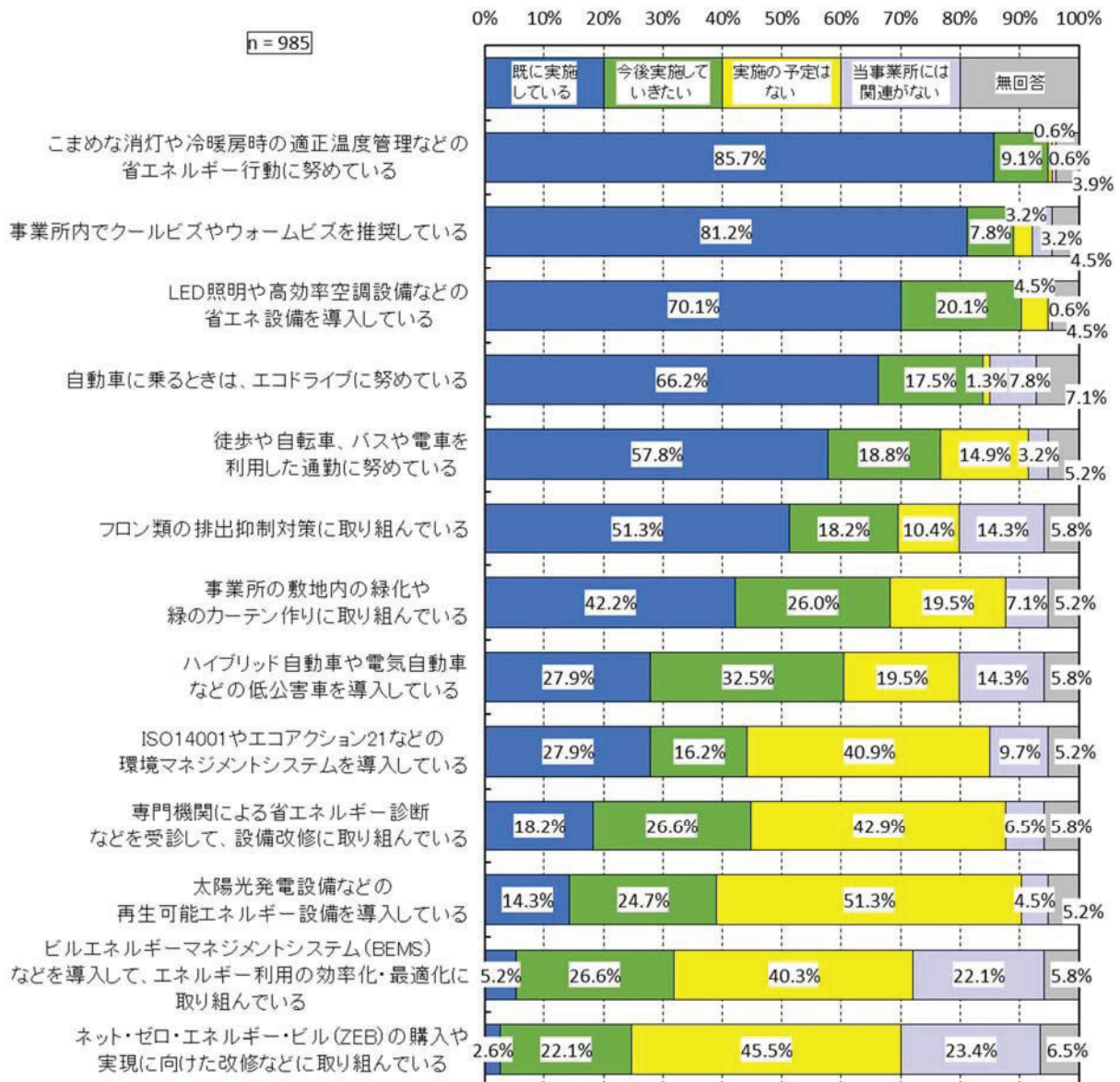
2018年度に実施した松戸市環境計画の実績把握等における事業者アンケート調査のうち、気候変動に関わる事業者の取組状況は、以下のとおりです。

事業活動における省エネルギー行動の実施状況、省エネルギー機器等の導入状況

節電や省エネルギー型製品の選択など事業活動における省エネルギー行動を「既の実施している」事業者の割合は概ね70～85%を占めており、活動習慣として定着している様子がうかがえます。

また、設備投資が必要な太陽光発電システムの導入、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）への改修などの取組は、現状の導入率は低いものの、「今後実施していきたい」と考えている事業者の割合は20%を超えており、導入についての意向は高い状況がうかがえます。

事業活動における省エネルギー行動の実施状況、省エネルギー機器等の導入状況



出典：松戸市環境計画の見直しに向けた総括評価業務委託報告書(平成31年3月)

2 エネルギー消費量・温室効果ガス排出量の状況

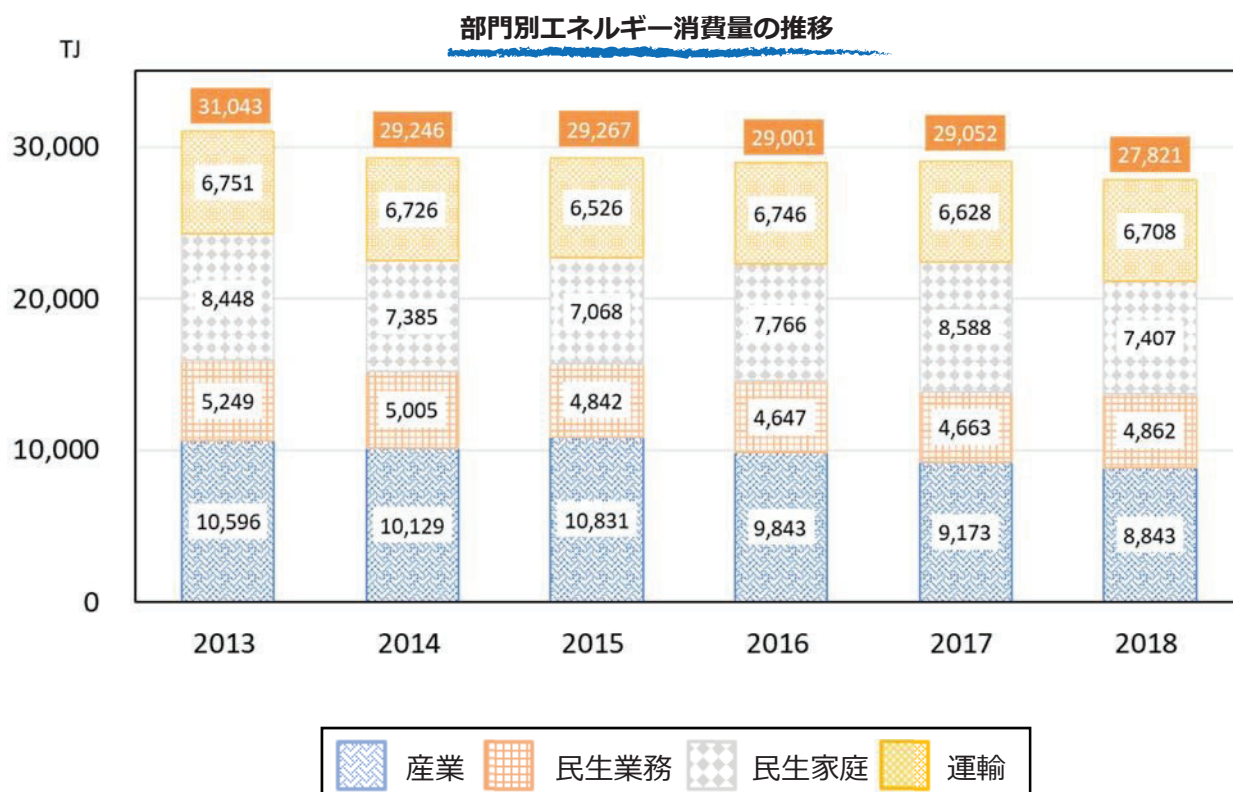
2-1 部門別エネルギー消費量の推移

市域における 2018 年度のエネルギー消費量は、27,821TJ で、2013 年度と比べ 10.4%減少しています。

推移をみると、増減を繰り返しながら、概ね減少傾向を示しています。

また、2018 年度における部門ごとのエネルギー消費量は、「産業部門」が 8,843TJ（全体の 31.8%）、次いで「民生家庭部門」が 7,407TJ（同 26.6%）などとなっています。

部門別のエネルギー消費量の推移をみると、「産業部門」と「民生業務部門」は概ね減少傾向、「民生家庭部門」と「運輸部門」は増減を繰り返しながら概ね横ばい傾向で推移しています。



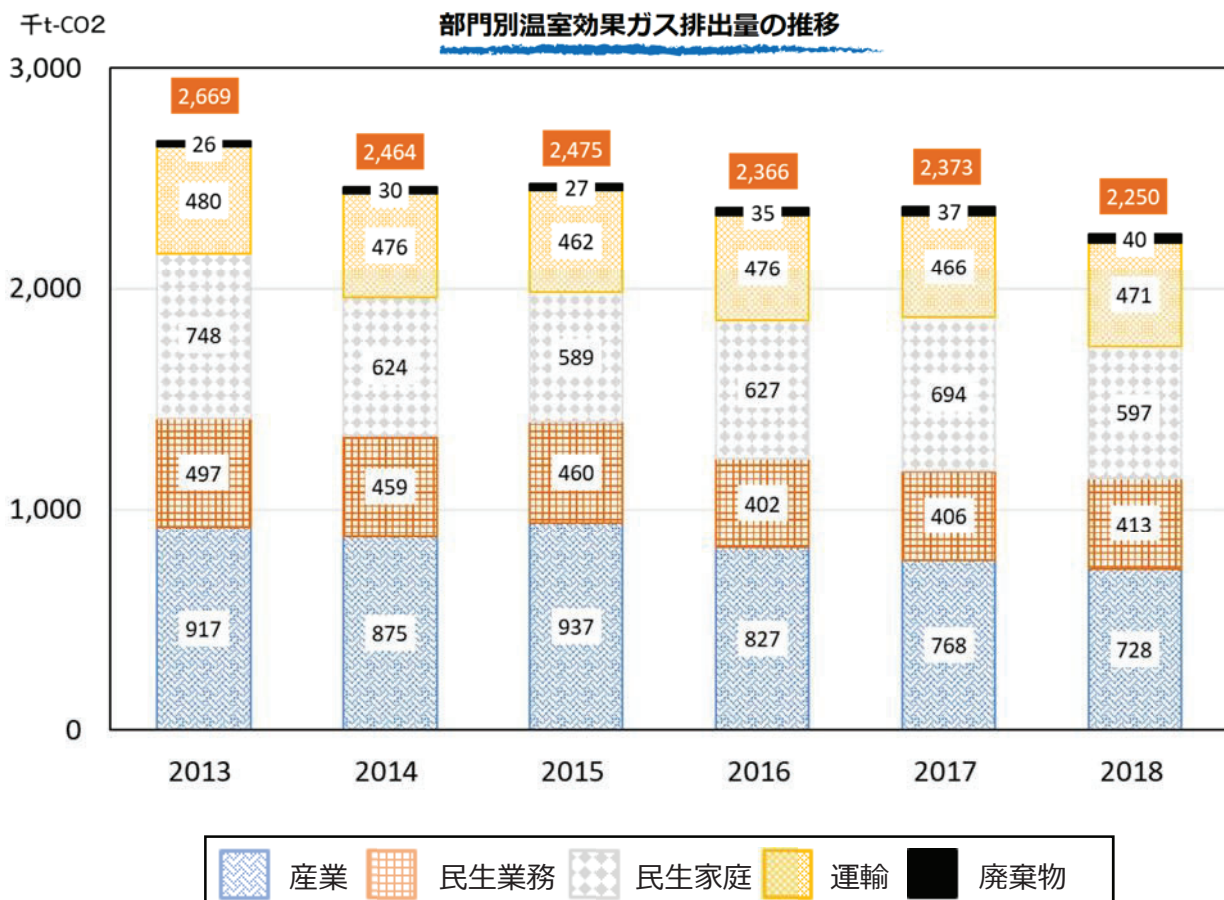
2-2 部門別温室効果ガス排出量の推移

市域における 2018 年度の温室効果ガス排出量は、2,250 千 t-CO₂ で、2013 年度と比べ 15.7%減少しています。

推移をみると、増減を繰り返しながら、概ね減少傾向を示しています。

また、2018 年度における部門ごとの温室効果ガス排出量は、「産業部門」が 728 千 t-CO₂ (全体の 32.4%)、次に「民生家庭部門」が 597 千 t-CO₂ (同 26.5%) などとなっています。

部門別の温室効果ガス排出量の推移をみると、「産業部門」、「民生業務部門」、「民生家庭部門」は概ね減少傾向、「運輸部門」、「廃棄物部門」は増減を繰り返しながら概ね横ばい傾向で推移しています。

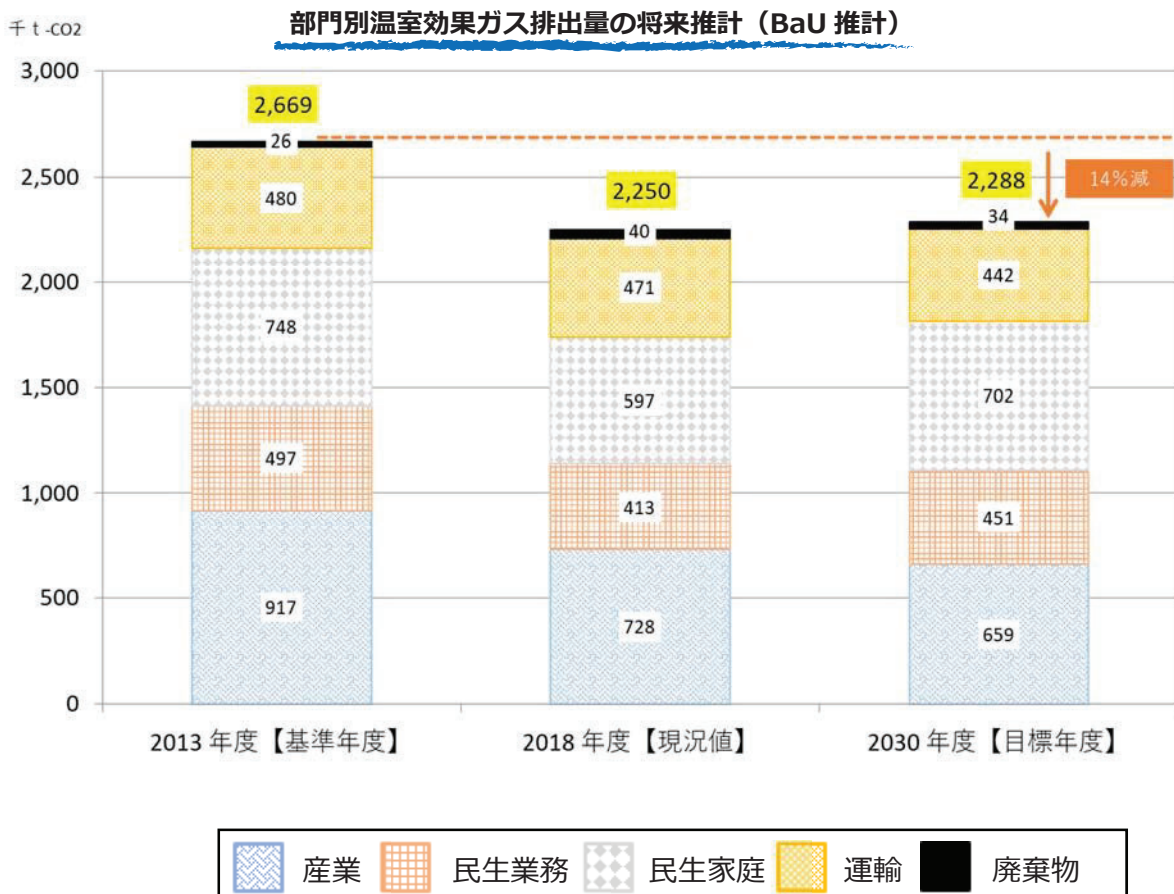


3 温室効果ガス排出量の将来推計

市域の温室効果ガス排出量について、各部門の排出量に係る関連指標の動向を考慮し、将来推計を行いました。

温室効果ガス排出量削減の追加対策などを行わない場合の推計を BaU (Business as Usual) といい、本市の排出量の BaU は、下図で示すとおり減少傾向で推移すると予測されます。

2030 年度における温室効果ガス排出量は、2,288 千 t-CO₂ であり、基準年度の 2013 年度比で約 14% 減少と予測されます。



| 部門 | 対策内容 | 削減可能量(千 t-CO ₂) |
|------|----------------|-----------------------------|
| 民生家庭 | 省エネルギー行動の実施 | 2.3 |
| | 省エネルギー機器の導入 | 8.0 |
| | 再生可能エネルギー機器の導入 | 15.5 |
| | 省エネルギー建築の導入 | 45.7 |
| | | 71.5 |
| 運輸 | 省エネルギー行動の実施 | 23.0 |
| | 次世代自動車の導入 | 69.6 |
| | | 92.6 |
| 廃棄物 | 省エネルギー行動の実施 | 1.4 |
| 合計 | | 338.5 |

部門別温室効果ガス排出量の削減目標の設定について

| 部門 | 2013年度排出量 | 2030年度削減量の試算 | | | | | 基準年度比削減率(%) |
|------|-----------|-------------------------------|------------------------------------|-------------|-----------|--------|-------------|
| | | 排出量 (千 t-CO ₂) | 基準年度からの削減量(千 t - CO ₂) | | | | |
| | | | 現状 すう勢分 | 排出係数 改善分 | 追加 対策分 | | |
| 産業 | 917.2 | 499.0 | -418.2 | -257.7 | -73.1 | -87.4 | -45.6% |
| 民生業務 | 497.2 | 204.7 | -292.5 | -46.5 | -160.2 | -85.8 | -58.8% |
| 民生家庭 | 748.3 | 360.2 | -388.1 | -46.1 | -270.5 | -71.4 | -51.9% |
| 運輸 | 480.2 | 332.2 | -147.9 | -38.7 | -16.7 | -92.5 | -30.8% |
| 廃棄物 | 26.0 | 32.7 | 6.7 | 8.1 | 0.0 | -1.4 | 25.8% |
| 計 | 2668.9 | 1428.9 | -1240.0 | -380.9 | -520.5 | -338.5 | -46.5% |

(抄)

松戸市都市計画マスタープラン



令和4年4月

松 戸 市

2. 松戸市の概況

1) 松戸市の成り立ち

(1) 広域的立地条件

本市は、千葉県の北西部に位置する面積 6,138ha、人口約 49.8 万人（令和 3 年 3 月末現在）の都市です。江戸川を境に東京都と埼玉県に隣接し、東京都心部から約 20km の距離にあり、こうした立地条件の良さから首都圏の住宅都市として発展しました。

(2) 地形

本市は関東ローム層に代表される洪積層の台地と、江戸川沿いの沖積層の低地からなっています。

台地部は標高 25m～30m 程度で、6m～10m 程度の火山灰層が堆積しており、その下部層は洪積層の下総層群が厚く堆積しており約 400m にも達します。

さらに、台地部には谷津と称する低湿地が樹状に数多く刻まれています。この谷津は地下水の湧水や海の高潮によって侵食されて急斜面や崖を形成し、谷底と台地面の高低差は 18m～20m にもなっています。

また、本市には、低地部を中心に江戸川をはじめとする 12 の一級河川と 9 の準用河川が流れ、県下では有数の河川が多い都市です。

(3) 歴史

市内には 100 を超える縄文時代の遺跡が確認されており、長い歴史をもつ都市です。

今の市川市国分付近に下総国の国府が置かれ、平安時代には、ここから常陸に向かう官道が市内を通っており、古くから交通の要衝でした。

江戸時代の本市は、水戸街道の宿場町として松戸宿、小金宿が置かれて栄え、特に松戸宿は、江戸川水運の河岸が設けられて大変賑わっていました。また、幕府直轄の馬牧であった小金牧では 4 回にわたって将軍の御鹿狩が行われました。

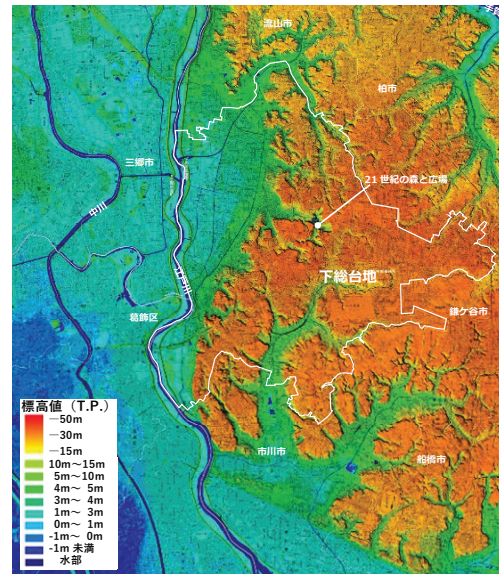
明治維新後は、昭和前期までは東京都心部の近郊野菜生産地として推移する一方、工兵学校や演習場など軍関連の施設が立地しました。その後、軍関連施設は大学や工業団地などに姿を変え、今に至っています。

■松戸市の位置



出典：国土数値情報

■松戸市の地形



出典：国土地理院デジタル標高地形図

■「関宿通多功道見取絵図控 四巻之内 壹」より松戸宿付近（1800 年頃、寛政～文政年間）



(4) 発展の経緯

本市の発展の経緯は、人口増加や市街地拡大の状況、都市整備の基調の違いなどから、大きく4つの時期に分けることができます。

①初期（昭和30年代前半まで）

人口増加が緩く、都市化の動きはまだ本格的ではありませんでした。

この間、町村合併が繰り返され、昭和31年(1956年)には現在の市域がおおむね確定しました。

②市街地拡大期（昭和30年代後半～40年代） ：人口受け入れ・郊外開発

日本の高度経済成長期でもあり、首都圏の急激な人口増加を背景に本市においても急速に都市化が進んだ時期です。

都市の拡大・郊外化への対応が都市整備における基調であり、その典型として、土地区画整理事業などによる住宅地開発が郊外部で相次いで行われました。

③市街化抑制期（昭和50年代～平成初期） ：人口増加抑制・自立分散型都市整備

長期構想（昭和52年）において人口増加抑制と自立分散型都市づくりの方針が打ち出され、以後、それに基づき施策が展開されました。

都市基盤や駅周辺の商業地の整備が進められ、住宅都市としての基本的な暮らしやすさが次第に確保されてきました。

後半はバブル景気で経済が活性化しましたが、本市の人口増加は次第に鈍化していきました。

④都市成熟期（平成中期～現在）

バブル経済が崩壊し、低成長時代に移行した中で、平成11年（1999年）に前都市計画マスタープランが策定され、既成市街地の充実や地域資源を生かした魅力づくりなどの方針が打ち出されました。

景観まちづくりや駅周辺のバリアフリー化、水・みどりの資源の保全・活用などのきめ細かな取り組みがなされました。

少子高齢化が進行するなかで、人口は微増が続いているものの、近い将来には人口減少時代に突入することが予想されています。

①初期の主な都市づくり

- 鉄道の開通：常磐線(明治29年)、総武流山電鉄(大正5年)、東武野田線(大正12年)、新京成電鉄(昭和30年)
- 都市計画法の適用(昭和9年)、用途地域・都市施設の指定(昭和17年)

②市街地拡大期の主な都市づくり

- JR常磐線・新京成電鉄沿いの市街地の拡大：常盤平団地(昭和36年)、小金原団地(昭和46年)など
- 工業団地整備：北松戸・総台(昭和36年)、松飛台(昭和37年)
- 都市計画道路の整備
- 松戸駅周辺整備：松戸駅西口土地区画整理事業第一地区(昭和48年)など

③市街化抑制期の主な都市づくり

- 長期構想の策定（昭和52年）
：人口抑制策、3環境区・3商業核のまちづくり、21世紀の森と広場
- 新たな郊外住宅地整備：低地部やJR武蔵野線・北総開発鉄道沿いへの拡大
- 専用住宅地化、市街地密度の抑制を目指した都市計画
- 新松戸駅周辺・新八柱駅周辺の商業拠点育成の取り組み

④都市成熟期の主な都市づくり

- 新総合計画(平成10年)、都市計画マスタープランの策定(平成11年)
：既成市街地の充実・魅力づくり
- 北総線沿線の市街地整備
- 立地適正化計画の策定(平成30年)
- 外かく環状道路の開通(平成30年)

2) 都市づくりの成果

平成11年（1999年）に策定した前松戸市都市計画マスタープランの対象期間における都市づくりの成果を、マスタープランに示された4つの将来都市像に沿って整理します。

（1）身近な暮らしの環境が充実した都市

- ・北総線3駅周辺地区では土地区画整理事業により新しいまちが整備されました。
- ・市全体で、日常生活での商業、医療、福祉等の利便性はおおむね充足しており、更なる満足度の向上に向けて、近年では子育て世代向けの施策に重点的に取り組んでいます。
- ・景観基本計画・景観計画の策定、景観条例の施行が行われ、景観づくりが進められています。
- ・交通バリアフリー基本構想が策定され、松戸や新松戸の重点整備地区においてバリアフリー化が進みました。

■東松戸駅周辺



（2）水・みどり・歴史資源を大切にした都市

- ・江戸川、坂川、国分川等の河川の整備や里やま保全活動、花いっぱい運動など、市民との協働による水・みどりの資源の保全・活用の取り組みが進められています。
- ・特別緑地保全地区が3地区に指定され、保全樹林地区等の制度も活用されています。
- ・都市公園の整備が進められ、市民1人当たりの公園面積は増加していますが、農地などの減少により緑被率は低下する傾向にあります。
- ・本土寺の旧参道、根木内城跡（根木内歴史公園）、旧徳川昭武庭園（戸定が丘歴史公園）などの歴史的資源の整備が行われ、松戸の旧宿場町を生かしたまちづくりも、市民との協働が進められています。

■国分川多自然護岸



（3）交流を支える環境にやさしい交通体系を備えた都市

- ・東京外かく環状道路と国道298号の千葉区間が開通し、松戸から千葉・浦安などの湾岸方面への所要時間が大幅に短縮されるとともに、市内の一般道路の通過交通量が減り、交通環境が改善しました。
- ・上野東京ラインの開業、京成成田スカイアクセス線の運行開始、羽田空港直通の高速バスの運行開始により、都心や成田・羽田の2つの空港へのアクセスが改善されました。
- ・都市計画道路は20年間で約14km整備されましたが、計画の約4割は未整備となっています。

■東京外かく環状道路松戸IC



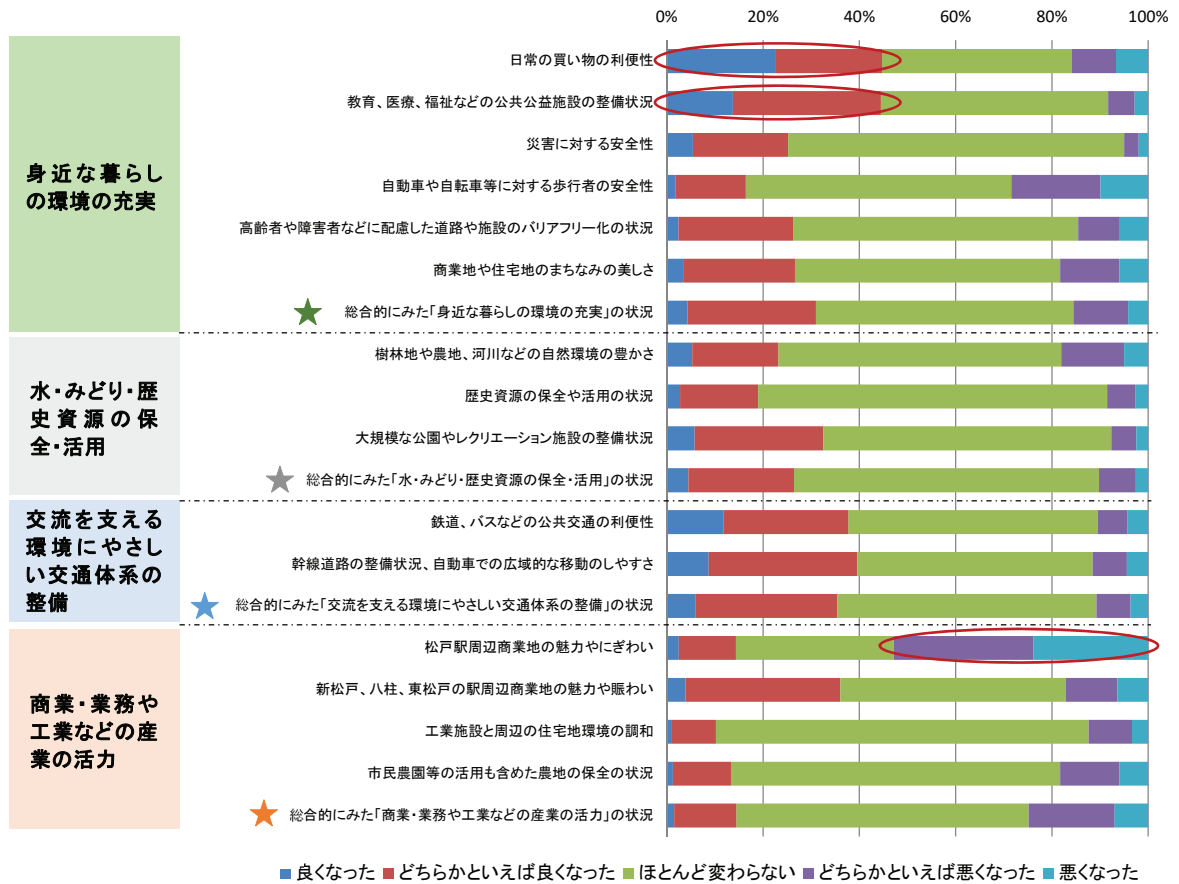
(4) 活力と交流をもたらす産業環境を整えた都市

- ・市内で最も商業・業務施設が集積する松戸駅周辺市街地では、中心市街地としての魅力や賑わいを高めるための検討が進められ、松戸駅周辺まちづくり基本構想が策定されました。
- ・新松戸駅の東側地区では、道路、公園等の整備と市街地形成を目的に土地区画整理事業を実施しています。
- ・千駄堀地区や、北小金、馬橋、六実などの駅周辺等でまちづくりの検討が進められていますが、まだ実現までには至っていません。

■松戸駅西口デッキの整備



都市像に関する評価(20年前との比較)



出典：H30 松戸市の都市づくりに関する市民アンケート

(2) 都市の活力や松戸のイメージ

● 駅周辺拠点の魅力や賑わいの低下

松戸駅周辺は、商業・業務施設や行政施設が集積しており、交通結節点として駅の乗降客数やバスの発着も多く、本市を代表する拠点となっています。しかしながら、近年、機能更新の停滞や周辺都市の成長などにより商業・業務的な優位性が低下し、かつての賑わいが失われつつあります。

新松戸、新八柱・八柱、東松戸などの主要な駅周辺拠点においても、拠点にふさわしい機能集積や魅力的な空間形成が必ずしも十分であるとは言えません。

こうした松戸の顔ともいえる場所の魅力や個性の不足は、松戸のイメージや知名度が今ひとつ高まらない一つの要因になっていると考えられます。

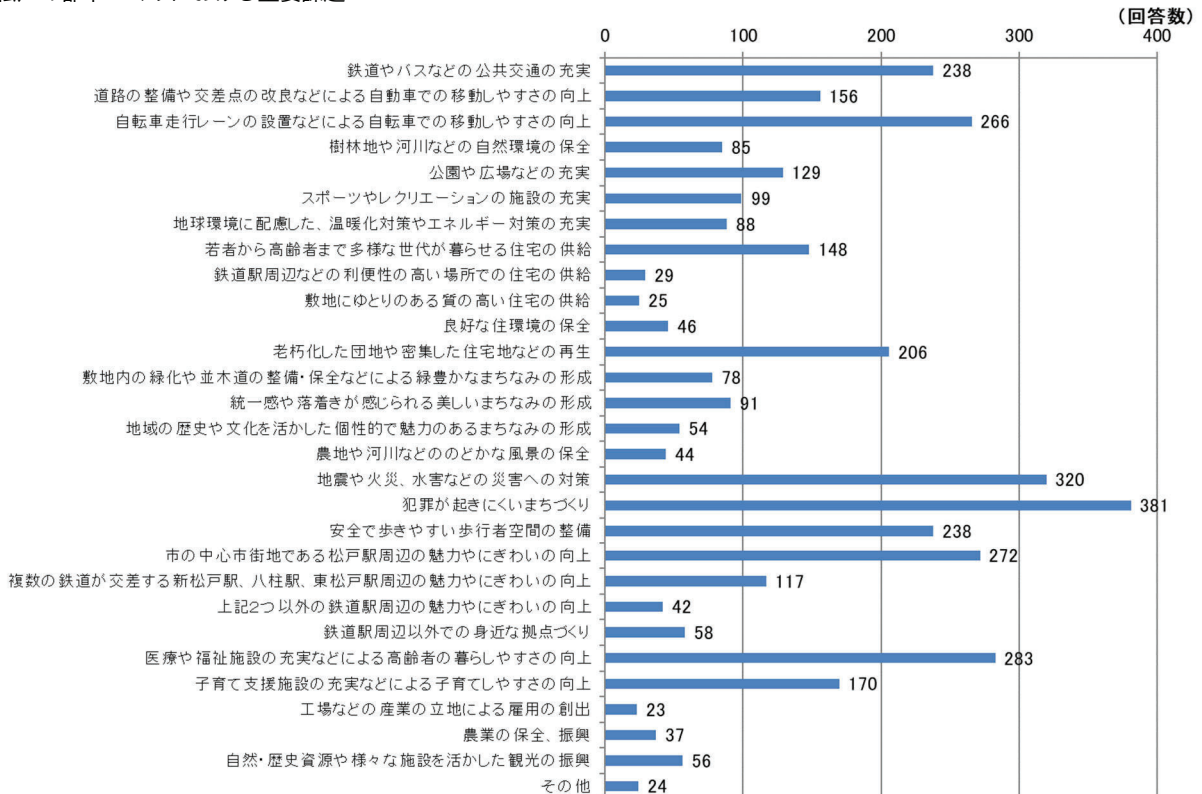
さらに、商業地などの治安が悪いという市民の印象が強く、まちのイメージを低下させています。

● 停滞傾向にある産業機能

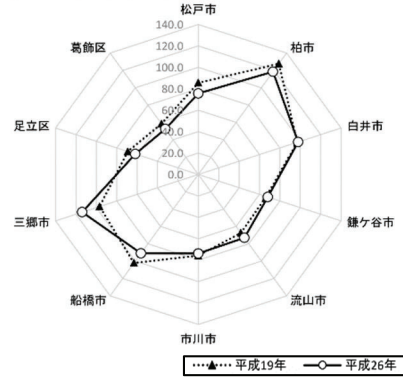
本市は県内でも有数の3か所の内陸工業団地を中心として、食料品や機械などの製造業が集積していますが、生産環境の変化などにより、近年では事業所数や製造品出荷額は減少傾向にあります。

なお、昼夜間人口比率は緩やかに増加していますが、柏市などと比べると低い水準にとどまっています。

■ 松戸の都市づくりにおける重要課題



■ 松戸の商業中心性

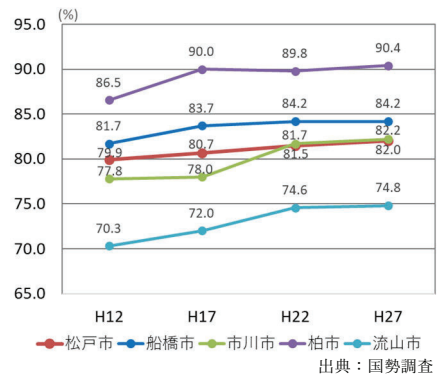


小売中心性は以下の式によって算出され、100以上は他都市から当該都市への顧客の流入、100未満は当該都市から他都市への顧客の流出を示す。

小売中心性(指数) = 商業人口 / 行政人口 × 100
 商業人口 = 当該都市の小売年間販売額 / 当該都市が属する県民1人あたりの小売年間販売額

出典：H29 松戸市商業構造基本調査・商圏調査事業委託報告書

■ 周辺都市との昼夜間人口比率の比較



出典：国勢調査

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
参考資料

(3) 生活環境の安全性や快適性

●安全性の低い歩行者空間

本市の駅周辺市街地や土地区画整理事業が実施されていない基盤未整備な地域などにおいては、歩道の確保やバリアフリー化が十分でなく、歩行者の安全性や快適性の改善が必要な場所があります。

また、自転車の走行空間についても十分な確保はされていないため、歩行者と自転車利用者の双方にとって、安全性・快適性が十分とはいえません。

■狭い歩道（県道松戸鎌ヶ谷線）



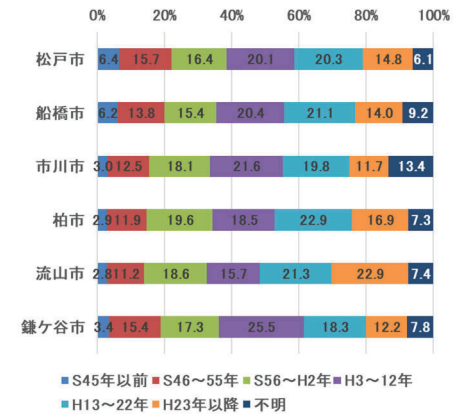
●住宅の高経年化や空家の発生

高度経済成長期に急速に市街化した本市では、当時建てられた大規模住宅団地やマンションの高経年化が進んでいます。

さらに、都市基盤が不十分なまま狭小な住宅が集積した市街地もあり、建物の高経年化が進んでいて、住環境や防災の面で懸念があります。

また、相続などに伴い、市内の各所で空家が発生しており、その数は増える傾向にあります。

■建築時期別住宅戸数割合の比較（H30）



(4) 水・みどり・歴史の多彩な資源

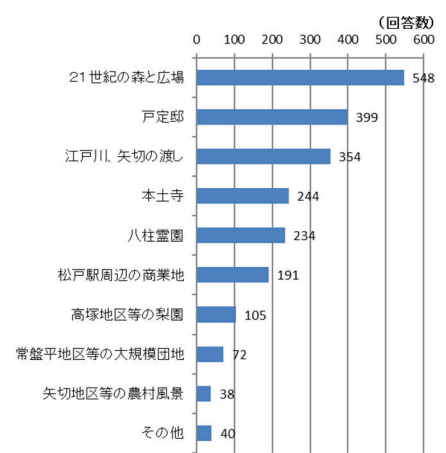
●水・みどりの多彩な資源

本市には、江戸川、坂川や21世紀の森と広場をはじめ、斜面林などの樹林地や街路樹など、多彩な水やみどりの資源が存在します。農地や樹林地、河川、公園などの自然的な土地利用は、市域の約4分の1を占めています。

また、本市の地形は、台地と低地、谷津で形成され、起伏が多く、豊かなまちの表情を生み出しています。

なお、市民団体や学校などの担い手により、水やみどりの資源の保全・活用のための活動が比較的活発なことも特徴です。

■松戸の「顔」として思い浮かべるところ



●豊かな歴史・文化的資源

市内には矢切の渡しや戸定邸、城址などの歴史・文化的資源や、本土寺や東漸寺をはじめとする歴史的な神社仏閣が点在しており、松戸・小金の旧宿場町や寺の参道の一部には、古くからのまち並みの面影が残されています。

また、市内に数多く分布している貝塚は、質・量ともに全国でも有数のものとなっています。

■戸定邸



(5) 人口・世帯の動向

●転入超過による人口増加傾向

東日本大震災後、一時的に人口が減少しましたが、近年は人口増加が続いています。これは自然増減数(出生数－死亡数)が平成27年(2015年)以降マイナスとなっていますが、社会増減数(転入数－転出数)がプラスとなっているためです。

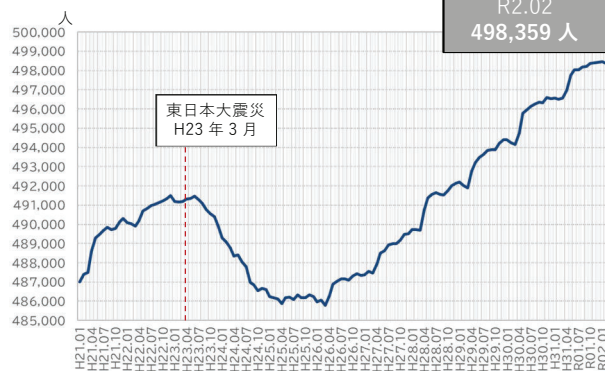
首都圏内では東京都とは転入超過、千葉県内の他の自治体、神奈川県、埼玉県との間では転出超過となっています。

■松戸市への転入元・松戸市からの転出先
(H30、都道府県別、単位：人)

| 転入元・転出先 | 転入数 | 転出数 | 転入数－転出数 |
|---------|--------|--------|---------|
| 千葉県内 | 6,824 | 7,144 | ▲ 320 |
| 東京都 | 6,708 | 5,673 | 1,035 |
| 神奈川県 | 1,248 | 1,460 | ▲ 212 |
| 埼玉県 | 2,002 | 2,077 | ▲ 75 |
| その他国内 | 6,723 | 5,387 | 1,336 |
| 国内計 | 23,505 | 21,741 | 1,764 |

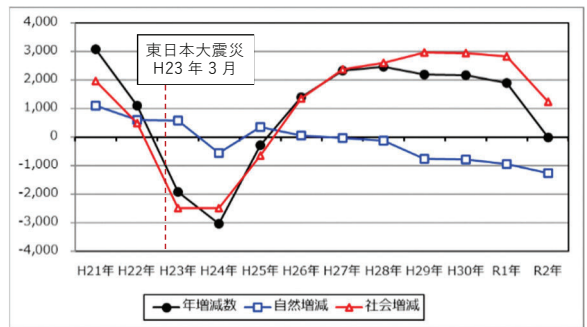
出典：市資料

■松戸市の総人口の推移



出典：住民基本台帳、国勢調査

■松戸市の自然増減・社会増減の推移



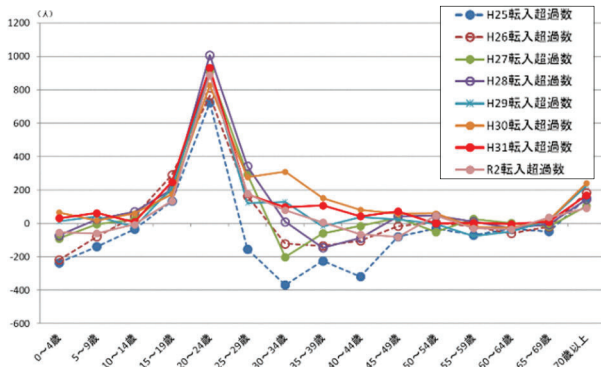
出典：住民基本台帳

●年齢別転入超過数の推移と単独世帯数の増加

20～24歳の転入超過が大きく、25～44歳の社会増減数も平成28年(2016年)以降概ねプラスに転じています。

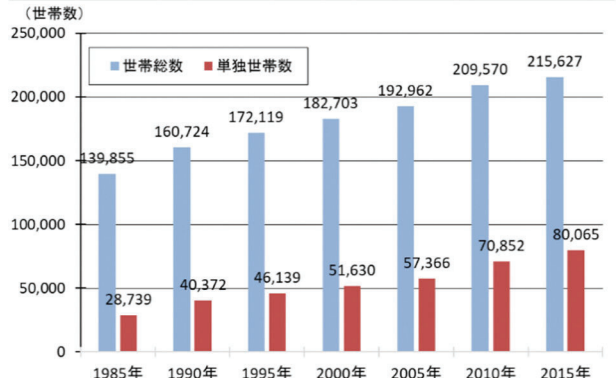
一方、1世帯当たりの人員は減少傾向にあり、特に単独世帯の増加が著しく、一般世帯の3分の1以上が単独世帯となっています。

■松戸市の年齢別転入超過数(日本人のみ)



出典：住民基本台帳人口移動報告

■松戸市の世帯数・単独世帯数の推移

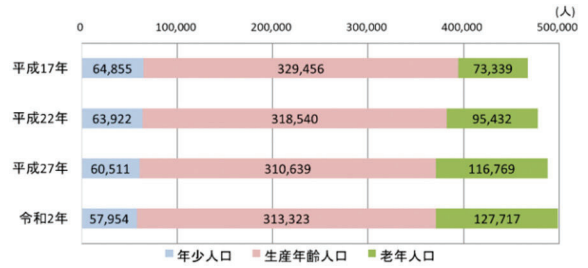


出典：国勢調査

●少子高齢化の進展

老年人口は一貫して増加傾向が続いており、年少人口は減少傾向が続いています。生産年齢人口も減少が続いていましたが、令和2年では増加に転じています。

■松戸市の年齢3区分別人口の推移

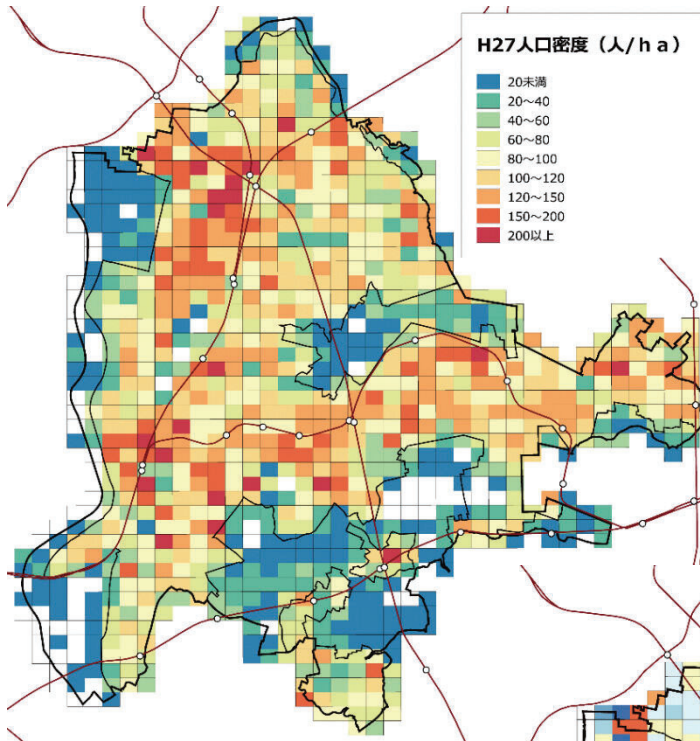


出典：松戸市年齢3区分別人口表

●鉄道駅周辺の人口密度が高いコンパクトな市街地形態

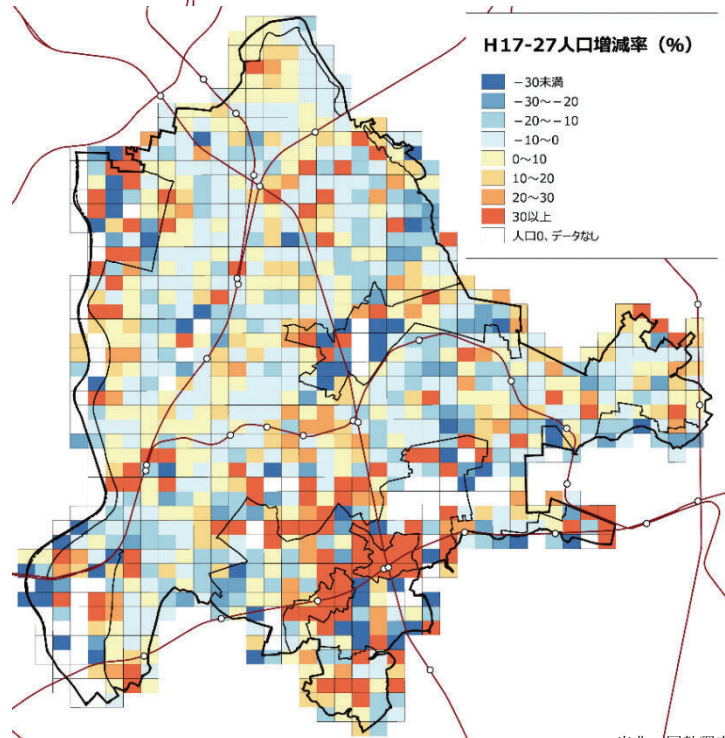
本市は、鉄道駅周辺の人口密度が高く、縁辺部に行くほど人口密度が低くなっています。近年、北総線沿線の開発地や市街地の縁辺部と松戸駅周辺などで人口が増加していますが、すでに人口減少が始まっている地域も存在します。

■H27人口密度



出典：国勢調査

■H17-27人口増減率



出典：国勢調査
※北部の一部地域は、町丁目別の人口データをもとに面積按分で算定

4) 松戸市を取り巻く環境の変化

(1) 人口減少・少子高齢社会と都市構造

全国的な人口減少・少子高齢化が進む中、地域社会の維持向上や財政・環境などの点で都市の持続可能性を高めていくことが求められており、これまでに築かれた社会インフラを適切に活用して、魅力ある都市空間を形成し、健康で豊かな生活を実現していくため、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの都市構造を構築していくことが求められます。

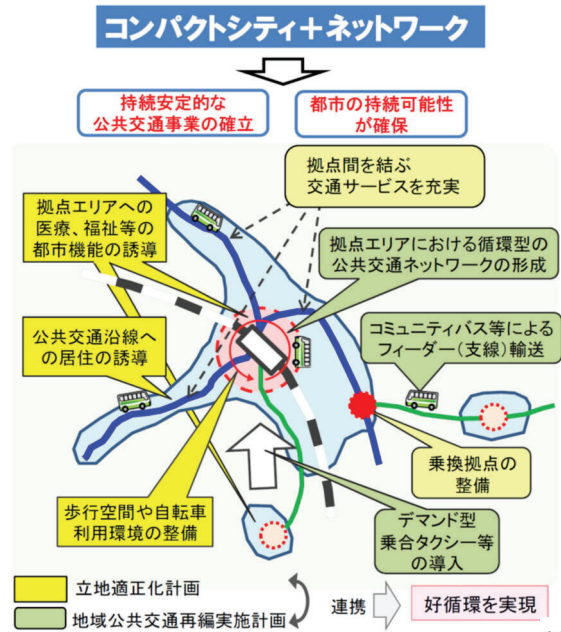
(2) 大規模災害や新たな感染症の発生の危険性

近年、自然災害の頻発・激甚化がみられる中、国土強靱化基本法（平成 25 年）が制定され、防災・減災、国土強靱化のための施策推進をより一層強化・拡充していくことが求められています。

現在、日本は地震の活動期に入り、大規模地震がいつ起きてもおかしくない状況にあるとされており、国の中央防災会議が公表した「首都直下地震の被害想定と対策について」（平成 25 年 12 月）によれば、首都直下地震時の本市の震度は 6 弱程度で、特に低地部では大きな被害が発生するとされています。

また、浸水による被害については年々減少していますが、集中豪雨の発生件数は増加する傾向にあります。江戸川の堤防が決壊した場合には、低地部で大きな被害が発生すると想定されており、江戸川流域において令和 2 年（2020 年）に江戸川流域治水協議会が設置され、令和 3 年（2021 年）には流域治水プロジェクトが策定されました。

■コンパクトシティ・プラス・ネットワークの考え方



出典：国土交通省資料

TOPIC：流域治水

流域治水とは、気候変動の影響による水災害の激甚化、頻繁化等を踏まえ、堤防の整備、ダム建設・再生などの対策を行うとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）までを一つの流域と捉え、流域に関わる全域で水災害対策を行う考え方です。

流域治水では、①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、②被害対象を減少するための対策、③被害の軽減・早期復旧・復興のための対策の3つの柱の対策を推進します。

■流域治水のイメージ



出典：国土交通省資料

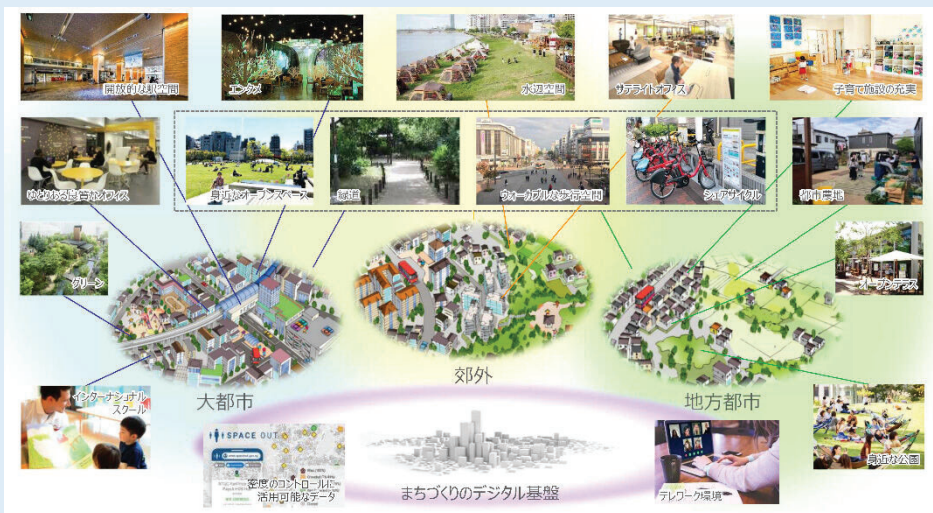
一方、令和2年（2020年）に発生した新型コロナウイルス感染症の流行は、社会・経済に甚大な被害を及ぼすとともに、人々が生活様式や働き方を見直すきっかけとなりました。今後、また新たな感染症が発生する可能性も指摘される中、こうした新しい生活様式や働き方のニーズを受け止めて、都市づくりにも反映していくことが重要になっています。

TOPIC：コロナとまちづくり

令和2年（2020年）に発生した新型コロナウイルス感染症の流行により、国内ではじめて緊急事態宣言が発令されました。感染症拡大防止に向けて三密（密閉・密集・密接）の回避が重視され、通勤通学のスタイルや移動方法、商業地の賑わいやイベント、交流活動のあり方など、これまで常識と生きてきたことが変化し、新しい常態（ニューノーマル）に移行してきています。

働き方や暮らし方、価値観の多様化が加速的に進む中、都市機能が集積する中心市街地や生活圏の変化、オープンスペースのあり方等、今後の動向も見据えつつ、ニューノーマルに対応したまちづくりを考えていく必要があります。

■新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性



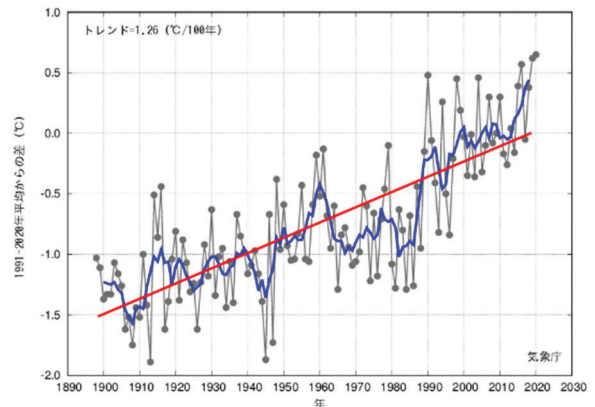
出典：国土交通省資料

(3) 地球環境問題の深刻化

日本の年平均気温は、100年あたり約1.26℃の割合で上昇しています。地球温暖化による気候変動の影響により大規模災害の発生等が懸念されることから、エネルギー消費やCO₂排出削減のための取り組みがより一層求められています。

こうした背景から温室効果ガス排出削減に資する公共交通の利用促進、ヒートアイランド現象の緩和に有効な施設整備、緑化推進等が重要になっており、都市施設や建築物のライフサイクルコストの軽減とともに、CO₂排出の抑制など環境負荷の低減を図ることが求められています。

■日本の年平均気温偏差



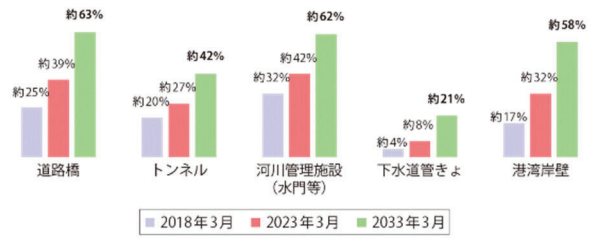
出典：気象庁 HP

(4) 社会インフラの老朽化

昭和30年代後半より急速に進んだ都市化に伴い整備された道路や上下水道等の社会インフラについて、建設時期から50年近く経っていることから、老朽化が懸念されます。

しかし、少子高齢化など社会経済情勢の変化に対応した財政運営が求められるなか、多くの施設の更新が必要であり、更新整備等に関する選択と集中、再配置の検討が求められます。

■建設後50年以上経過するインフラの割合



出典：国土交通白書

(5) SDGsの取り組み

SDGsは平成27年(2015年)に国連サミットで採択された持続可能な開発目標で、経済・社会・環境の3つの側面のバランスが取れた社会を目指す世界共通の目標です。環境問題や防災、社会資本など広範な課題を網羅した目標で、日本も積極的に取り組んでおり、目標達成に向けた都市づくりを進めていくことが求められます。

TOPIC: SDGsとまちづくり

世界共通の持続可能な開発目標として、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

都市計画に関連すると考えられる目標として、「7.エネルギーをみんなにそしてクリーンに」「8.働きがいも経済成長も」「9.産業と技術革新の基盤をつくろう」「11.住み続けられるまちづくりを」「13.気候変動に具体的な対策を」「15.陸の豊かさも守ろう」等があげられます。これらの達成を目指し、多様な主体と共に各種施策を推進していくことが求められます。

■SDGsの目標



出典：国際連合広報センターHP

(6) グリーンインフラの取り組み

グリーンインフラは社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めようとする考え方です。これまでもみどりの持つ防災・減災、地域振興、環境といった各種機能を活用した取り組みは進められてきており、都市づくりにおいても対応していくことが求められます。

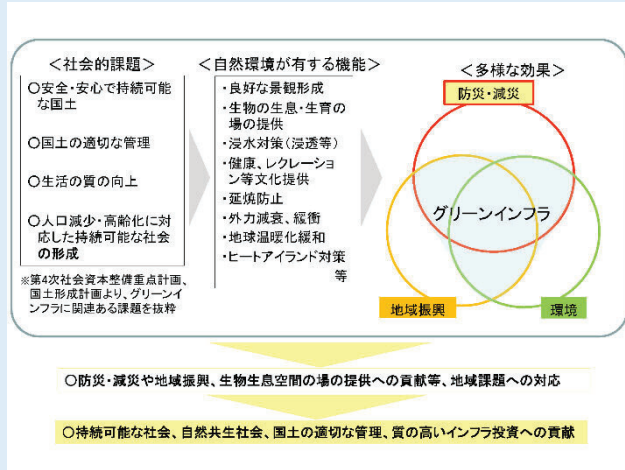
また、河川や湧水などの水環境や、水源となる谷津の環境を保全するとともに、適切な維持管理や環境教育の場としての活用など、持続可能で魅力ある地域づくりも求められます。

TOPIC：グリーンインフラの推進

みどりが持つ多様な機能をインフラ整備やまちづくりに活用する「グリーンインフラ」の推進は、多くの社会的課題の解決につながる可能性を有しており、SDGsの達成にも貢献することが期待されています。

国土交通省では、広範な主体の積極的な参画と連携によりグリーンインフラの社会実装を推進することを目的に、参考となる資料等の情報公開を行っています。

■グリーンインフラ



出典：国土交通省 HP

(7) ICT、AIなどの技術革新の進展

ICT、IoT、AIなどの技術革新が急速に進み、人々の生活や産業などに大きな変化を与えつつあります。例えば、新型コロナウイルス感染症の流行を契機にICTを活用したリモートワークが一気に加速しました。また、車の自動運転についても一部実現しています。こうした技術革新による影響は予測しにくい面がありますが、変化を適切にとらえ、市民の生活の向上に生かしていくための都市づくりが求められます。

(8) 周辺都市の成長と都市間競争

本市の周辺都市では、つくばエクスプレス沿線地区の開発や大規模ショッピングセンターの出店などが進んでおり、松戸市内からの人口の転出や買い物客の流出などが懸念されています。

具体的には、人口の転出先として、隣接する柏市、流山市などへの転出が多く、20～30代のファミリー層の転出が多くなっています。

近年のマンション需要では利便性が重視されていることから、交通利便性や生活利便性を生かした、人を惹きつける魅力ある都市づくりが求められています。

■松戸市への転入元・松戸市からの転出先 (H30、県内主要自治体別、単位：人)

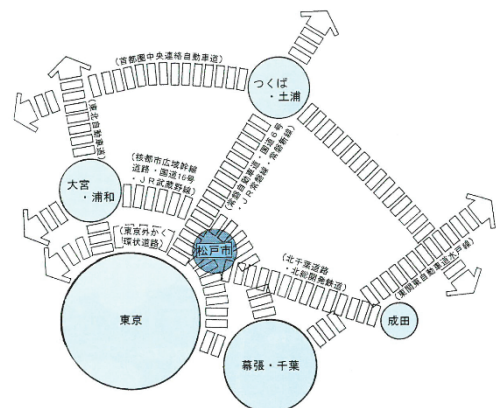
| 転入元・転出先 | 転入数 | 転出数 | 転入数－転出数 |
|---------|-------|-------|---------|
| 柏市 | 1,211 | 1,818 | ▲ 607 |
| 市川市 | 1,181 | 700 | 481 |
| 船橋市 | 932 | 795 | 137 |
| 千葉市 | 588 | 586 | 2 |
| 流山市 | 574 | 978 | ▲ 404 |
| 鎌ヶ谷市 | 457 | 478 | ▲ 21 |
| 我孫子市 | 239 | 249 | ▲ 10 |
| その他県内 | 1,642 | 1,540 | 102 |
| 県内計 | 6,824 | 7,144 | ▲ 320 |

出典：市資料

(9) 広域的な交通利便性の向上

本市では近年、上野東京ラインの開業、成田空港行きのアクセス特急の東松戸駅への停車、羽田空港直通の高速バスの運行開始、東京外かく環状道路の開通などにより、広域的な交通利便性が向上しています。さらに今後は、東京外かく環状道路と成田空港を結ぶ北千葉道路の整備が計画されています。

■広域交通のネットワーク



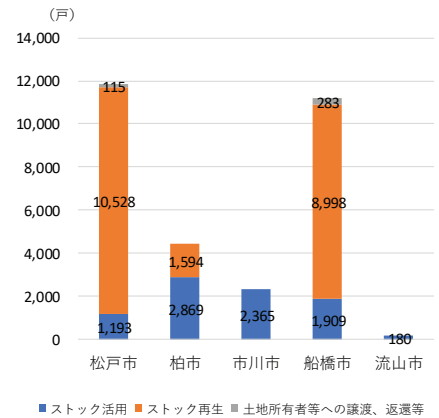
こうした北千葉道路の整備などにより、市内の交通渋滞の緩和が期待できるとともに、新たな産業立地の可能性が高まることも予想されます。

(10) UR賃貸住宅ストックの活用・再生方針の転換

UR都市機構は平成30年(2018年)12月に「UR賃貸住宅ストック活用・再生ビジョン」を策定し、その中で、松戸市内の高経年団地(主に管理開始から40年が経過した団地)を、これまでの「ストック活用」から新たに「ストック再生」に位置づけ、今後、建替え、集約、用途転換、改善の4つの手法の中から地域や団地の特性に応じた再生を行う方針を示しました。

令和元年(2019年)6月には、本市とUR都市機構の間で「UR賃貸住宅団地を活用したまちづくりに係る包括的な連携・協力に関する協定」を締結し、市内のUR賃貸住宅団地を活用して、各地域の諸課題への対応やコミュニティ形成等のまちづくりに連携・協力して取り組むことになりました。

■松戸市と周辺都市のUR賃貸住宅の管理戸数



出典：UR賃貸住宅ストック活用・再生ビジョン

(11) 歴史文化を生かした地域のまちづくり

歴史・文化的資源の文化財の指定・登録だけではなく、文化財を生かした地域のまちづくりの動きが広く展開されています。

平成20年(2008年)には、歴史上価値の高い建造物と周辺の一部となった歴史的風致を継承するため、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律が制定されました。また、文化財保護や地域で取り組む基本方針となる歴史文化基本構想が位置づけられました。

平成30年(2018年)には、改正文化財保護法の施行により、市町村が作成する文化財保存活用地域計画が制度化され、未指定を含めた多様な文化財を総合的に捉え、地域の歴史文化を総合的に保存・活用する仕組み、アクションプランが確立しました。

(12) 低未利用地や公共空間を利活用したまちづくりの進展

近年、空家や空き店舗、空き地など既存ストックを活用したまちづくり活動がみられます。また、道路空間を生かしたイベント活動など、多種多様な場を活用した賑わいづくりの取り組みが全国的に展開されています。

人口減少や財源確保などの課題の中、遊休不動産のみならず、歴史的資源や人的資源など、地域にある様々な資産を活用したリノベーション(再生)型のまちづくりを進め、地域の価値を高めることで人を惹きつけ、都市の健全な経営を目指していくことが求められます。

このような中、人口減少社会に対応した既存ストックの活用による多世代共生型のまちへの転換の推進を目的に、令和元年(2019年)12月に地域再生法が改正され、住宅団地の再生や空家の利活用等について、より一層の推進が求められています。

■空家を活用し観光交流施設を整備した事例



出典：国土交通省資料

(13) 地域主体のエリアマネジメントの促進

住民が地域に愛着を持ち、豊かに暮らし続けるため、空家等を活用した地域の拠点づくりや身近な交流広場の整備等、住民が主体的に関わり居心地のよい魅力ある場所にしていくことが大切です。

また、少子高齢化等の社会情勢の変化に対応した財政運営が求められるなか、公共施設や社会インフラの整備・維持管理について、官民連携による事業実施や住民による維持管理の体制づくりなど、地域主体のエリアマネジメントが広く展開されることも大切です。

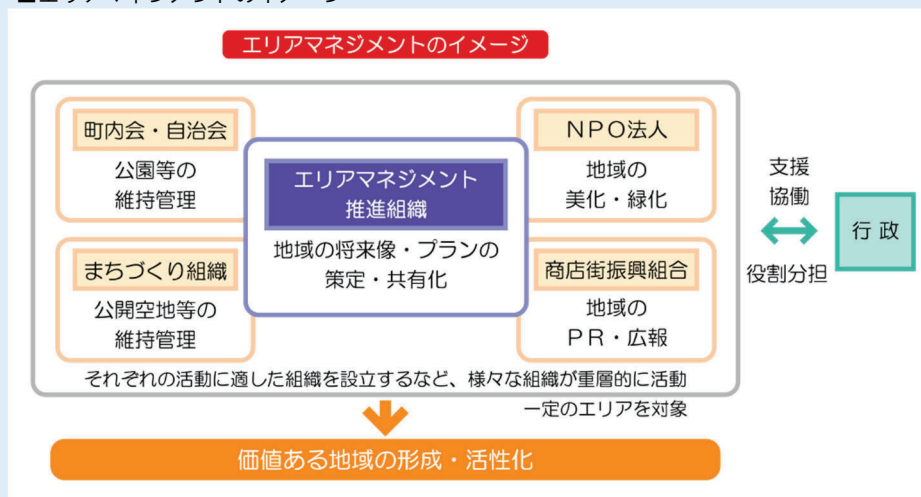
このようなエリアマネジメントの展開とともに、良好な住環境の形成や保全、安全・安心に暮らせる地域づくりなど、住民が主体となって取り組む地域のルールづくりやまちづくり活動を支援していくことが求められます。

TOPIC：エリアマネジメント

成長社会から成熟社会へと変容する中、まちづくりの視点も開発から管理運営（マネジメント）へ重点が移行してきています。まちづくりに関わる住民や事業者等によるエリアマネジメント組織により、地域の魅力や価値を高める取り組みが全国各地で展開しています。

本市でも松戸駅前における民間企業によるまちづくりや環境保全の取り組みなど、多様な活動が行われています。

■エリアマネジメントのイメージ



出典：国土交通省資料

(14) ウォーカブルなまちなかの形成

人口減少や少子高齢化が進む中、まちなかに賑わいを創出することが多くの都市に共通して求められ、令和2年（2020年）の都市再生特別措置法の一部改正により、居心地が良く歩きたくなる空間づくりの促進、魅力的なまちづくりの推進が図られています。

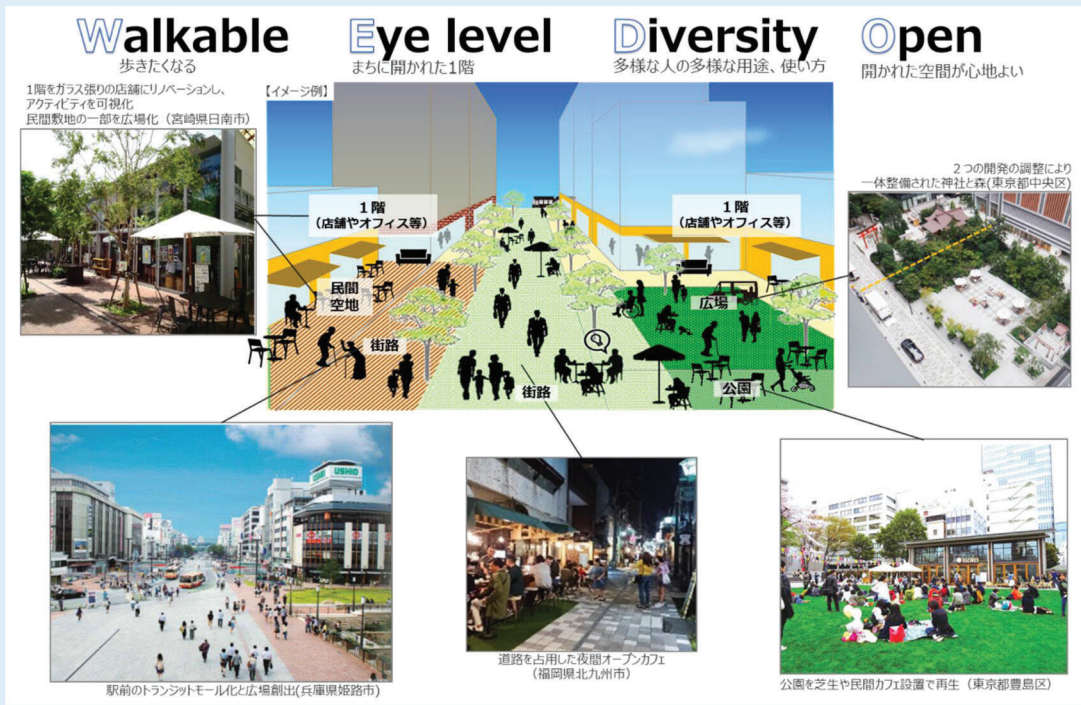
本市においても、ウォーカブル推進都市として賛同している中で、ウォーカブルをキーワードに各種制度が示され、本市の鉄道駅周辺などまちなかの再生、賑わいづくり等における取り組みとしてウォーカブルなまちづくりの推進が求められます。

TOPIC：ウォーカブルなまちづくり

世界の多くの都市で、まちなかを車中心から人中心の空間へ転換することで、人々が集い、憩い、多様な活動を展開する場にしていく取り組みが進んでいます。こうした取り組みを通じて、豊かな生活空間の実現、健康寿命の延伸や孤独・孤立の防止といった様々な地域課題の解決や新たな価値の創造につなげていくことが期待されています。

国の検討において、ウォーカブルなまちづくりとして「居心地がよく歩きたくなるまちなか」の創出が重要とされ、ただ歩きやすい空間をつくる、というだけではなく、多様な人が集い交流、滞在することで新たな価値の創造や地域課題の解決等につなげていくことが求められています。

■「居心地がよく歩きたくなるまちなか」のイメージ



出典：国土交通省資料